

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

令和元年6月14日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	関田	貢	君	2番	大后	治雄	君
3番	二宮	由子	君	4番	実川	圭子	君
5番	森田	真一	君	6番	尾崎	利一	君
7番	上林	真佐恵	君	8番	中村	庄一郎	君
9番	根岸	聡彦	君	10番	木下	富雄	君
11番	森田	博之	君	12番	蜂須賀	千雅	君
13番	関田	正民	君	14番	和地	仁美	君
15番	佐竹	康彦	君	16番	荒幡	伸一	君
17番	木戸岡	秀彦	君	18番	東口	正美	君
19番	中間	建二	君	20番	大川	元	君
21番	床鍋	義博	君	22番	中野	志乃夫	君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	高石	健太	君

出席説明員（32名）

市長	尾崎	保夫	君	副市长	小島	昇公	君
教育長	真如	昌美	君	企画財政部長	田代	雄己	君
総務部長	阿部	晴彦	君	総務部参事	東	栄一	君
市民部長	村上	敏彰	君	子育て支援部長	吉沢	寿子	君
福祉部長	田口	茂夫	君	福祉部参事	伊野宮	崇	君
環境部長	松本	幹男	君	都市建設部長	鈴木	菜穂美	君
学校教育部長	田村	美砂	君	学校教育部参事	佐藤	洋士	君
社会教育部長	小俣	学	君	企画財政部副参事	星野	宏徳	君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤	和夫	君	行政管理課長	木村	西	君
秘書広報課長	五十嵐	孝雄	君	市民課長	梶川	義夫	君

地域振興課長 大法 努 君  
子育て支援部 越中 洋 君  
副参事  
障害福祉課長 小川 則之 君  
都市計画課長 神山 尚 君  
教育総務課長 石川 博隆 君  
社会教育課長 高田 匡章 君

保育課長 関田 孝志 君  
福祉部副参事 原 里美 君  
ごみ対策課長 中山 仁 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
学校教育部 吉岡 琢真 君  
副参事  
中央公民館長 佐伯 芳幸 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、7番、上林真佐恵議員の一般質問を行います。

○7番（上林真佐恵君） おはようございます。

それでは、きのうに続きまして再質問を行います。

3番の社会教育についての③の公民館使用料について、現状と市の認識を伺います。

現在検討が進められています公民館の有料化について、私は反対の立場です。市長答弁でも、受益者負担の適正化を図るため検討されているということ伺いました。

この項目では、生涯にわたって教育を受ける権利を公的に保障する場所である公民館に受益者負担という考えがそもそも当てはまるのかという点について、また有料化を行うことによって機会均等という教育の原則が守られなくなってしまうのではないのかという点について質問を行いたいと思います。

まず現状の確認として、現在は館長が特別な事由があると認めた場合に減免があるということですが、具体的にどのような事由なのか、また現在公民館に登録している団体の何割が該当するのか教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 公民館長が認める特別な事由についてであります。公民館ホールや学習室を希望する団体で社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体及び公民館を定期利用する団体を減免できるとしております。

現在公民館で登録している団体につきましては、令和元年5月末現在1,410団体あり、そのうち減免の対象となっている団体は1,338団体、割合として94.8%となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

1,338団体、割合として94.8%ということですから、ほとんどの利用団体が無料で使用しているということになると思うんですけども、主にどのような団体があるのか教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 具体的な利用団体についてでございますが、吹奏楽や音楽を演奏する、愛好する団体、日本舞踊やフラダンスなどを行う団体、書道や絵画、手工芸を行う団体、子育てや環境問題等を学習する団体などがございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。とても多様な団体が公民館活動をしているということがわかりました。

こうした活動が受益者負担という考え方と合致するのかどうかという点についてなのですが、まず受益者負担の適正化という考えについて、市の認識を改めて確認をさせていただきます。

○行政管理課長（木村 西君） 受益者負担につきましては、市が策定しております使用料・手数料見直しに係る基本方針の中で示しております。

その内容といたしまして、行政サービスの提供に係る経費はその多くが税金によって賄われておりますことから、サービスを利用する人とししない人の公平性を保つため、サービスを利用した人に受益応分の対価としての当該サービスの提供に要する経費、原価ですけれども、こちらに応じた適正な使用料・手数料を御負担いただき、受益者負担の適正化を図るといふうにしているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も改めて今回その受益者負担ということについて調べてみたんですけども、大辞林には、「特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること」というように書かれていました。また、世界大百科事典というところには、「受益者負担の概念は、財政学的観点からは、各種の公共料金、使用料、手数料、負担金、目的税等のすべてを含むものとして理解されているが、法律学では、国または地方公共団体が行う公共事業により特別の利益を受ける者に対して、特別の利益を基準に、それを限度として、その事業費の全部または一部を負担させる目的で課せられる金銭給付義務をいう。受益者負担金ともいう。現在、この受益者負担については、個別法のなかに規定されるにとどまり、道路法、河川法、都市計画法など一般的制度としては、確立していない。」というように書かれていました。

その有料化の検討をする以前に、この公民館の活動というものがこの特別の利益に当たるものなのかということをもっとしっかりと検討する必要があると思いますが、市の認識を伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 地方自治法の規定では、公の施設の利用につき使用料を徴収することができることとされております。このようなことから、公民館や体育館など施設を利用した方から使用料の徴収はできるものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 法的に可能かどうかという議論ではなくて、可能ではあるんだけど、しかし、その受益者負担の考えを公民館に当てはめることが公民館の目的と照らし合わせたときに果たしてふさわしいのかどうかということをもっと十分に検討するべきだと思います。

公民館の活動が個人の特定の利益に当たるのかということをもっとしっかり検証することなしに受益者負担という考えを持ち込むべきではないと私は考えますが、市は、この公民館活動が受益者負担論でいうところのこの個人の利益に当たるものだというふうにかけているのか、認識を教えてください。

○行政管理課長（木村 西君） 公民館活動が市の文化の発展に貢献してきたということは認識しているところでございますが、使用料の徴収という観点から申し上げますと、公民館を利用する方から使用料を徴収することは地方自治法の規定により可能であるというふうにかけております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 可能かどうかということじゃなくて、ふさわしいのかということをもっとしっかり検討していただきたいと思っています。

公民館を利用する方々の活動の多くは、市の文化や地域の発展、平和ですとか児童の健全育成など、大変公共性の高いものだと思います。

しかし、仮に個人の趣味というように、個人の趣味だけにひたすら行う活動であっても、本来教育の目的は幸福追求権も含めた人格の形成にあると思いますので、公民館が生涯にわたって教育を受ける権利を保障する場であるなら、そうした活動も私は同様に保障するべきだということに考えますので、そういう意味からも受

益者負担という考えはそぐわないというふうに思っていますので、もう一度市の認識を伺いたいと思います。

○**企画財政部長（田代雄己君）** 公民館に限らず、体育施設のように実際には税金を使って維持管理し設置して、そういう施設が公の施設であると認識しているところでございます。

そのような形で、実際に使っている人と使っていない人、そういう意味では、サービスを受ける受けないで受益という面では受けてる内容が違ってるということでございます。

そのような形から、受益を受けるという意味で使用料を今検討しているところでございます。今検討の最中でございますけれども、先ほども課長から話ありましたように、公の施設の利用につきましては、地方自治法の規定によりまして使用料を徴収することができますので、その観点から今検討しているというところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 法的にできるということはおもう十分わかってるんですけど、それでも、しかしながら使用料を取るってということが、公民館の目的と照らし合わせてそれがふさわしいのかということ十分に検討していただきたいと思います。逆に言えば、この受益者負担論を公民館に導入することで公民館本来の目的が果たせなくなるのではないかとことです。

次に、公民館を利用する人と利用しない人の公平性を図るために、有料化、検討しているということなんですけれども、教育の原則は機会均等ではないかと思うんですが、その点について市の認識を伺います。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 教育の機会均等というところでございますが、こちらについては、憲法の第26条、そちらにありますとおり、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」というふうに書いてございます。また、教育基本法の第4条にも、全ての国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと、人種、信条、性別など門地によって教育上差別されないと定められております。この考え方に基づいて運営をしてきたというところでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 教育基本法には、社会的身分ですとか経済的地位にもよって教育上差別されないということが書かれていると思います。

公民館においてもこの機会均等の原則で運営がされてきたというふうには思うんですけども、しかし、その公民館が有料化をされてしまえば、経済的に余裕のない方は公民館を利用できなくなってしまうのではないのでしょうか。この点について認識を伺います。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 公民館につきましては、憲法に規定をされております教育を受ける権利、文化生活を営む権利、集会の自由の権利などを行使していくために、全市民に差別なく均等に開放されている施設であります。

しかしながら、市財政が苦しくなれば施設の運営に支障が出てまいります。また、利用者が施設を使えば光熱水費等の費用がかかってまいりますので、持続可能な自治体経営のために見直しは必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** その財政的なことはちょっとこの後のところでまた伺うんですけども、結局全ての方に差別なく均等に開放されてきたこの施設が有料化されてしまえば、この生涯にわたる学ぶ権利、誰もが生まれながらに持っているはずの学ぶ権利が自己責任ということに結局になってしまうのではないかとと思いますが、

その点についての市の認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 繰り返しになって恐縮でございますけども、市財政が苦しくなれば、施設の運営だけでなく、今議員が言われました学ぶ権利にも支障が出てくるというふうに考えております。そのために、現在使用料・手数料等の検討部会の中で検討している状況でございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 市の財政が苦しいということは、公民館の利用者に責任があることなのでしょうか。公民館を利用すれば、光熱費など維持費がかかるっていうのは当然のことです。お部屋を貸してるんだから維持費の一部を負担しなさいっていうのは、ただ単なる貸し館であればそれでいいのかもしれませんが、公民館は全ての市民に対して公的に学びの場を保障する場所であるはずで、これまでもそうした立場に立って運営がされてきたものです。

3月に予算委員会の際にいただいた資料では、仮に有料化をした場合の収入試算額としておよそ1,100万円、減価償却を含んでも1,400万円ほどというふうに資料には書かれておりました。

この収入を得ることが、苦しいとされる市の財政にそれほどの影響を与える金額なのかについて認識を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 今金額の御紹介もありましたけれども、実際厳しい財政状況を鑑みれば、大変大きな影響のある金額ではないかと思っております。

持続可能な行財政運営を実現するというところで、これまで高度経済成長期におきましては、拡大成長ということでさまざまなサービスの提供ができたと思っておりますけれども、今後人口減少も進んでおりますし、高齢化も進んでおります。そのようなことで、財政的にも将来、多額な経費が見込まれている状況もございます。そこで、改めて使用料・手数料のあり方について、ここで改めて見直しているところでございます。

これ、公民館に限ったものではありませんけれども、きちんとその辺を検討させていただきまして、負担のあり方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私は、今市の財政がそこまで追い詰められてるというふうには考えてませんので、公民館の役割を果たすっていうことをまず、一番それは大切なことだと思いますので、そうした検討を進めていただきたい、検討をしていただきたいと思っております。

公民館を使っていない人との公平性を図ることなんですけれども、結局その有料化をすることで、今使ってる人はもちろんですけども、今現在は使っていない方をますます遠ざけることになってしまうのではないかと思います、その点についての認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 有料化が使っていない人にも利用を制限することになるんじゃないかというようなことではございますけども、現在使っている方には当然光熱水費がかかっていますので、そういうところについて見直しをしているということではございます。

将来にわたってそういう考え方を維持していく中で、公民館を使う人にはそういう部分で受益者負担をお願いしていくということになりますので、将来にわたってそういう考え方をつくっていくことは大事なことはないかというふうに考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 私の知ってる方で、これまで長きにわたって公民館活動を続けてこられた方で、もし

今後有料化ということになってしまうとしたら、もう公民館使えないとおっしゃってる方もいらっしゃると思います。

市はその使用料ということでわずかな金額じゃないかというふうに思ってるかもしれないんですけども、それが毎週、毎月、何年、生涯学習ですから、一生涯にわたってそういうものが積み重なっていけば負担を感じて足が遠のく方は少なくないと思います。

私は、昨日も申し上げましたが、2年間、公民館運営審議会の委員として公民館にかかわらせていただく中で、開館50周年の記念事業についても議論を重ねてまいりました。その中で、今現在公民館を使っていない人にいかに公民館の魅力を伝えて公民館に来てもらうかということも委員の皆さんで知恵を、皆さんと御一緒に知恵を出し合ってきました。

公民館活動されてる皆さん、本当に公民館を大切にしています。自主的に草むしりをしたり、備品が壊れれば、周りの方に声をかけてかわりのものを寄附したりですとか、そういう方もいらっしゃいます。

あした、中央公民館まつりありますけれども、各地区館の公民館まつりですとか夏休みの遊空間、たくさんの公民館利用者が主体的に参加してつくり上げているものだと思います。それは、東大和市の公民館がこれまで無料の原則を貫いて学びの場を保障してきたからこそ、自分たちがその学びによって得たものをお返ししたいという気持ちによるものだと思います。

市がこれまでこうした市民との協働の力によって公民館を豊かに発展させてきたことに深く敬意を表するとともに、今後も無料の原則で自由な市民のたまり場としての公民館を守っていただくことを強く要望いたします。

続いて、④の今後の課題について伺います。

全ての市民の皆さんが生涯にわたって使いたいと思立ったときに使えるっていう施設が公民館だと思います。そういう意味でも、障害者や高齢者など、こういう方々に配慮した施設づくりっていうのが重要になってくると思うんですが、トイレについては誰でもトイレの整備を進めていただいていると思いますが、ほかにはどのような改修の予定があるのか教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 障害者や高齢者などに配慮した施設にするための今後の計画についてでございますが、公民館につきましては、中央、狭山、蔵敷公民館において誰でもトイレを整備し使用できる状態にあります。利用者、団体などからは、和式トイレを洋式トイレに改修することや施設入り口の段差解消などのバリアフリー化の要望を受けてございます。

洋式トイレ、階段手すりや滑りどめなどの施設改修や老朽化した備品、設備の買いかえ等の要望につきましてでございますので、予算を伴いますことから、引き続き優先順位をつけて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市にとっても、市民にとっても宝である公民館を今後もより多くの方に使っていただくためにも、今後も引き続き施設の改修に努めるとともに無料の原則を堅持して、東大和市の公民館をさらに豊かなものに発展していただきたいと思います。

ぜひ全ての市民に開かれた公民館を維持して公民館の役割を果たしていただくことを強く要望いたしまして、この項を終わります。

最後、4番のスケートボードパークの整備について伺います。

まず整備の必要性に対する市の認識を伺います。

スケートボード——スケボーですね、スケボーというスポーツについて、その特徴や魅力など、市がどのような認識を持たれているのか、改めて確認をさせていただきます。

○社会教育課長（高田匡章君） スケートボードについてであります。楽しみ方は、遊びや趣味といったものから、わざの難易度や滑走のスピードを競う競技までさまざまであり、また対象者も子供や大人まで幅広いことから、誰もが自由に楽しめる運動またはスポーツであると認識をしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

私も今までスケボーというスポーツについてほとんど知らなかったんですけども、改めて調べてみますと、子供から大人まで楽しめるスポーツであり、昨今では親子で楽しんでいる方もふえてきているということでした。また、ほかのスポーツとは違う特徴として、一人でもできるってということ、ゲームとして誰かと競うことももちろんあるんですけども、基本的には自分のわざをひたすら磨き上げることに一番の喜びがあるスポーツであるというようなことがわかりました。

オリンピックの種目になったことによって今後競技人口がふえることが予想されますけれども、現在市内でスケボーができる場所としてはどういうところがあるのか教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 現在市内でスケートボードができる場所としての整備という場所につきましてはされている場所はございません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 専用のできる場所、専用というかスケボーができる場所とは整備はされていないということでしたけれども、公園の中でも禁止はされていないようですので、市民の方からは、公園で遠慮がちにスケボーやってる若者がいるので専用の練習場所をつくってあげられないでしょうかといった、そうした御相談もありました。

現時点では市は整備の予定はないということですが、近隣の自治体ではどのようなスケートパークがあるのか教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 近隣市の状況であります。立川市にはスポーツ施設の位置づけとして立川中央公園スケートパークが、西東京市には西東京いこいの森公園の中にスケート広場というものがございます。いずれの施設も競技用の障害物が設置されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そのスケボーというスポーツは、板、あれがあれば家の前などどこでも楽しめるって一方で、愛好者の方に聞いたところ、その練習用の障害物等がない場所での練習は、よくテニスの壁打ちに例えられるようなんですけども、なかなか技の発展にはつながらないということでした。自分の技を磨くために周りに気兼ねなく練習ができて、その障害物等一般を指してセクションというふうに呼ぶらしいんですけども、階段みたいなものですかパイプっていうもの、あとウォールっていう壁のようなものですか、こうした設備が必要だということですので、ぜひ当市でも今後整備に向けての検討をしていただきたいと思いますので、②の今後の課題のところに移りたいと思います。

予算という点では、スケートパークを整備するためにはどの程度の予算が必要とされるのか教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） スケートボードの滑走ができる施設の整備に係る費用についてであります。

土地の取得費用や面積、規模、障害物の設置状況等により大きく異なってくるものと思われます。

先ほどの再質問の御答弁で申し上げました立川中央公園スケートパークについて立川市に問い合わせをしたところ、立川市中央公園スケートパークは平成21年度に開設された面積560平方メートルの屋外施設でございますが、土地の取得費用を除いて、路面の整備、フェンスの設置、障害物等をあわせて1,400万円程度であったとお聞きしているところであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 立川の中央公園のスケートパークはイケアの横にあるとこだと思いますので、私も見たことあるんですけども、大変多くの方々が、若い方、結構、年配とまではいかないですけども、50代とかぐらいの方もそこで楽しんでいらっしゃいました。

現在東京都ではオリンピックに向けた補助金というものがあると思うんですけども、どのようなものがあるのか教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした東京都の補助金についてであります。東京2020大会及びラグビーワールドカップ2019の成功に向けた区市町村支援事業がございます。

この支援事業は、大きく分けて東京2020大会の開催関連に係る補助、それからスポーツ振興等事業費補助、それからスポーツ施設整備費補助の3区分で構成をされております。補助の種類によって補助率、限度額、事業期間が異なりますが、スポーツ施設等のハード面を整備するための補助につきましては、補助率は事業費の2分の1、事業期間は令和元年度までとなっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

事業費の2分の1が補助されるということで、場所の問題もありますし、今年度中の事業ということでなかなか難しいということは理解してますが、他市の例を少し紹介しますと、埼玉県吉川市のアクアパークは、スケートパークだけではなくて、野外ステージやバスケットコートなど若者向けの施設がそこにあるんですけども、周りの土地よりも低くなる形でつくられていて、大雨の際には近隣住宅への浸水被害を軽減させるための調整池として使われているそうです。また、多くのスケートパークで、そのパークの周辺に健康遊具などを設置することで世代間の交流も図られています。

さらに、立川の中央公園のスケートパークで実際にスケボーを楽しんでいる方、知り合いにいらっしゃるんですけども、その方に聞いたところ、国内でスケートパーク、まだまだ不足しているため、そこにしかないそのセクション、障害物、そういうものを求めて本当に全国から愛好者が訪れているということでした。

スケートパークは、通常スケボーだけではなくて、インラインスケートやランバイク——ストライダーですね、あとBMXなども楽しめる施設となっているようですし、当市でも5月にランバイクの大会が開かれたと聞きました。

若者の居場所づくりにとどまらず、とても発展性のある事業だと思いますので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思います。

以上で、今回の私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 貢 君

○議長（中間建二君） 次に、1番、関田 貢議員を指名いたします。

〔1番 関田 貢君 登壇〕

○1番（関田 貢君） おはようございます。

ただいま御指名いただきました興市会、1番、関田 貢です。令和元年第2回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、人口、世帯数の推移についてお伺いします。

総務省は、2018年10月1日時点の日本の総人口の推計は、在日外国人を含むと発表されました内容によりますと、前年比26万3,000人、0.2%減の1億2,644万3,000人と8年連続の減少となりました。このうち70歳以上は2,621万人で、総人口に占める割合が20.7%と初めて2割を超えました。65歳以上の高齢者は前年度比42万6,000人の増の3,557万8,000人となり、人口に占める割合は28.1%と過去最高を更新しました。高齢者の中で、75歳以上の後期高齢者が初めて過半数となりました。発表がありました。

当市の人口は前年度比227人の減の8万5,718人で、平成27年度より減少が始まり3年連続の減少になり、このうち70歳以上は1万5,844人で18.4%になり、65歳以上の高齢者は2万2,605人、26.4%になり、当市の人口推移、世帯数について何点かについてお伺いしていきます。

①自然動態の増減について。

ア、平成30年における年間出生数656人の今後の推移についてお伺いします。

イとして、平成30年における年間死亡数805人の今後の推移についてお伺いします。

ウとして、自然動態の増減の推移についてお伺いします。

②社会動態の増減について。

ア、平成30年における転入数3,348人の今後の推移について。

イとして、平成30年における転出数3,380人の今後の推移について。

ウとして、平成31年3月に発表した転入転出者のアンケート調査の報告書の分析についてお伺いします。

③として、平成29年に3万8,291世帯となり、人口は8万5,945人で、前年度比325世帯増となり、人口では156人の減となったことについて、当市での対策についてお伺いいたします。

④高齢化率は平成31年1月1日現在で2万2,867人で総人口の26.7%であったが、現状ではどのようなになっているかお伺いいたします。

⑤東大和市人口ビジョンでは、令和2年度の人口は8万5,268人でピークとなり、生産年齢人口は5万1,647人、老年人口は2万2,732人、年少人口は1万889人になる。人口ビジョンの修正についての考え方についてお伺いいたします。

2、広報についてお伺いします。

東大和市報を月2回発行し、市の重点政策や各種事業などを広く市民に周知している。毎月1日と15日の朝刊——朝日、読売、毎日、産経、東京、日経の6社の新聞に折り込んで配付しているほか、公共施設や駅などに配置している。また、前記新聞を未講読の方には、申し込みをすると各戸配付を無料で行っている。

事業内容についてお伺いします。

①市報の新聞折り込みになっている事業についてお伺いします。

アとして、新聞をとっている世帯の割合についてお伺いします。

イとして、新聞離れ対策として、シルバー人材センターに全戸配付を月2回委託してる市があると聞くが、他市の例についてお伺いいたします。

3番、老人福祉館の運営事業についてお伺いいたします。

①高齢者が余暇を楽しむ憩いの場としての老人福祉センター及び老人福祉館は、毎週2回入浴ができる。施設についてお伺いいたします。

アとして、利用団体数の5館合計の推移について。

イとして、団体利用者の5館合計の推移について。

ウとして、個人利用者の5館合計の推移について。

エとして、風呂利用者の5館合計の推移について。

②市が入浴施設を管理する5館の入浴場の面積についてお伺いします。

③市が入浴施設を管理する年間維持管理費はどのくらいになるのかお伺いいたします。

4として、学校教育についてお伺いいたします。

東大和市の教育では、校長の意欲的な学校経営により学校の特色を打ち出しながら、児童・生徒一人一人のよさを引き出す教育を推進している。生きる力の育成、学校の活性化、家庭・地域の教育力の向上、巡回相談員、巡回指導員及びスクールカウンセラー等が関係機関と連携し、特別な支援を必要としている児童・生徒への早期支援を実施をされております中で、何点かについてお伺いいたします。

①当市のいじめ、不登校の実態、その対策について。

②スクールソーシャルワーカーの配置等の効果について。

③当市は民間のフリースクールの支援を求めることなど検討したことがあるのか。

④平成29年には小学校の全児童数が4,488人となり、学校全体で12クラスとなる学校も3校となったが、小学校の統廃合などについての検討はしていないのかお伺いします。

以上、質問をいたしました。

答弁によりましては自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔1 番 関田 貢君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、住民基本台帳人口に基づく自然動態についてであります。出生数及び死亡数の今後の推移につきましては個別の将来推計は行っていないところであります。少子高齢化に伴い今後も死亡数が出生数を上回ることが予想されます。

次に、住民基本台帳人口に基づく社会動態についてであります。転入数及び転出数の今後の推移につきましては個別の将来推計は行っておりません。

次に、転入転出者アンケート調査報告書の分析についてであります。一例としまして、転入者は世帯構成の変化や子供の成長などに合わせて住宅を購入したり住みかえ等を行うため、東大和市に転入している傾向があるのではないかと分析しております。

次に、平成29年に世帯数が増加しているにもかかわらず人口が減少したことへの対策についてであります。世帯数が増加している要因としましては、高齢者などの単身世帯や夫婦のみ及びひとり親から成る核家族世帯がふえていることなどが要因の一つとなっております。

人口減少への対策としましては、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の抑制に向けた取り組みを行っているところであります。

次に、高齢化率の現状についてであります。令和元年5月1日現在では65歳以上の方が2万2,903人で総人口の26.8%を占めており、平成31年1月1日時点と比べ0.1ポイント上昇しております。

次に、東大和市人口ビジョンの修正についてであります。市では、令和4年度を初年度とします新総合計画の策定を進めているところであります。その基礎データとして将来人口推計を行う予定であります。

次に、新聞をとっている世帯の割合についてであります。現在市報につきましては、発行の当日に等しく市民の皆様にお届けすることを重視し、新聞6紙への折り込みと希望される方へ宅配する方法により配付しております。

このうち平成31年4月1日に発行の市報について、新聞6紙へ折り込む方法により配付した部数は2万3,200部となっており、同日現在の世帯数3万8,895世帯に占める割合は59.6%でありました。

次に、シルバー人材センターを活用して市報を全戸配付している他市の状況についてであります。平成30年度の状況であります。多摩地域26市中15市においてシルバー人材センターを活用して市報を全戸配付しております。

なお、このうち3市につきましては、シルバー人材センターと他の法人を併用して市報を全戸配付しております。

次に、老人福祉センター及び老人福祉館における利用団体数の推移についてであります。5館の合計としまして、平成28年度が延べ3,263団体、平成29年度が延べ3,105団体、平成30年度が延べ3,168団体であります。

次に、老人福祉センター及び老人福祉館における団体利用者の推移についてであります。5館の合計としまして、平成28年度が延べ3万7,808人、平成29年度が延べ3万4,463人、平成30年度が延べ3万8,601人であります。

次に、老人福祉センター及び老人福祉館における個人利用者の推移についてであります。5館の合計としまして平成28年度が延べ1万5,528人、平成29年度が延べ1万5,562人、平成30年度が延べ1万4,550人であります。

次に、老人福祉センター及び老人福祉館における風呂利用者の推移についてであります。5館の合計としまして平成28年度が延べ1万1,523人、平成29年度が延べ1万1,373人、平成30年度が延べ1万1,021人であります。

次に、老人福祉センター及び老人福祉館における入浴施設の面積についてであります。浴室と脱衣室を合わせると5館平均で約50平米となっております。

次に、老人福祉センター及び老人福祉館における入浴施設の年間維持管理費についてであります。光熱費を積算しますと、平成30年度におきましては5館合計で約500万円を支出しております。他に人件費や設備に係る保守点検委託の経費が伴っております。

次に、市のいじめ、不登校の実態と対策についてであります。市のいじめ及び不登校の認知件数につきましては増加傾向にあります。今後も学校や関係機関と連携し、それぞれの取り組みの一層の強化を図ってまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置等の効果についてであります。問題を抱える児童・生徒に対し

て直接支援を行うことができるとともに、関係機関と支援体制を構築することで問題の改善及び軽減を図っております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、民間のフリースクールに支援を求めることについてであります。不登校児童・生徒の状況に応じて学校がフリースクール等の民間施設と連携できるよう、教育委員会としても民間施設に協力を求めています。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小学校の統廃合の検討についてであります。市では、公共施設等の最適化を実現するための基本方針として、平成29年2月に東大和市公共施設等総合管理計画を策定し、これに即した行動計画として平成30年7月に東大和市公共施設等マネジメント行動計画を策定いたしました。これらの計画の趣旨を踏まえ、教育委員会におきましては、現在小中学校の適正規模等のあり方について慎重に検討を進めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 当市のいじめ、不登校の実態と対策についてであります。平成30年度におけるいじめの認知件数は小学校36件、中学校23件であり、増加傾向にあります。

いじめはどの子供にも起こり得るものであり、小さいいじめから認知し対応していくことが重要であります。

このことから、当市のいじめの認知件数が増加傾向にあることは、学校が積極的にいじめを認知し対応している状況と認識しております。

今後も定期的なアンケートの実施、スクールカウンセラーによる面談の実施、いじめ防止のためのシンポジウムの開催、教員研修の実施などに取り組んでまいりたいと考えております。

不登校につきましては、平成30年度の不登校の割合が小学校0.72%、中学校4.29%であり、増加傾向にあります。

対策といたしましては、都のモデル事業を活用するなどし、不登校児童・生徒の社会的自立に向けて、学校、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携し、組織的な支援を行ってまいります。また、新たな不登校が生じない魅力ある学校づくりの実施に向け、学校と連携して取り組んでまいります。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置等の効果についてであります。いじめや不登校、児童虐待など問題を抱える児童・生徒に対して、いじめ電話相談、家庭訪問など児童・生徒に寄り添った支援を行っております。

また、学校、福祉関係機関、警察等の関係機関と連携をした児童・生徒に対する支援体制の構築を図り、児童・生徒の抱える問題の改善に寄与しているものと認識しております。

次に、民間のフリースクールに支援を求めることについてであります。不登校児童・生徒本人や保護者の希望があり、有効かつ適切と判断される場合においては、フリースクールなどの民間施設に対して学校等との定期的な情報交換等の機会の設定について求めています。

今後も民間施設との連携を図りながら不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行ってまいります。

次に、小学校の統廃合の検討についてであります。学校教育法施行規則におきまして小中学校ともに学級数は12学級以上18学級以下が標準となっております。地域の実態を踏まえた弾力的なものとなっております。

将来の年少人口の減少を踏まえ、学校施設の総量の縮減を図ることも視野に入れたところで、子供たちに

とって望ましい教育環境を整えることが重要であると考えております。

現在教育委員会におきましては、東大和市公共施設等総合管理計画及び東大和市公共施設等マネジメント行動計画の方針にのっとり、学校の統廃合に関する計画について慎重に検討を進めているところであります。児童・生徒数の推計を詳細に行うとともに、学識経験者、教育関係者、行政経験者を構成員とする検討会議を設置して、さまざまな視点から検討を重ねております。

これらの意見を参考としながら、将来における小中学校の適正な規模、配置につきまして、その方針及び計画を策定してまいります。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） どうも説明ありがとうございました。

では最初に、人口、世帯数の推移について、自然動態ということで、当市の人口の推移を私は議員にならしていただいたときは、歴代の市長さんにこの人口問題をよく取り上げて、僕は4年に一遍これやってまいりました。そして、当市の環境について熟知しておかないと、この予算配分とかに大きな問題があるということで、私は人口を中心に物を考えていろいろと対策を考えてる一人です。

そして、東大和の人口っていうと、人口密度もしかるに、東大和の総人口が8万5,268人がピークとなると言われてる、住んでる皆さんは東大和の面積13.42キロ平方メートルで村山貯水池が約25%を占めていると。そういった25%の貯水池まで含めて人口密度は計算されております。ですから、私はそういうことを、25%を排除すると、25%は3.35キロ平方メートルになって、東大和市は約10キロ平方の平たん地に生活が行われてるというふうに私は分析してます。

ですから、今の人口の密度で計算すると、10キロ平方ですから、8万5,268人ですから、約8,500人が1キロメッシュに人口密度があるということを認識して、この8万5,000の人口密度について、東大和市は全体として、東大和のモノレール、あるいは交通問題ではモノレールが入ってきたことによって人口増加の傾向が何年かにあります。その人口動態も平成27年度がピークになり、その27年度から4年間はマイナス傾向に当市は入っております。

そういう人口形態の中で、東大和市はもっともっと掘り深くこの一つ一つを分析して検討しておかなければいけないということで、私は、平成30年における年間の出生数は616人の出生のあり方、これは今後東大和市で若いお母さんが産み育てられる環境ってということについて真剣に考えて、人口増加傾向になるような施策が私は必要だと思っています。

そして、東大和市では、過去には人口が800人を超える時代が平成19年にありました。それはもう幻のように消えて、そこから700人になり、今は600人から700人の間になり、それで平成27年に久しく778人に出生が戻ってきたんですが、そこから30年になって656人に東大和は減少傾向になってるということで、この環境について、私は出生者数を上げる環境ってこのについて、東大和の環境についてお伺いをいたしたいと思いません。

○企画財政部長（田代雄己君） ただいま御紹介にありましたように、出生数につきましてはここで656人というような数字が出ているところでございます。

人口減少、そして少子高齢化というのは、日本全国そういう傾向にあるということで、東大和市もまち・ひと・しごと創生総合戦略という観点から人口減少の抑制に努めているところでございます。

特に少子化が問題である、課題であるということで国のほうでも大きく取り上げられておりまして、それで

出生数、出生率を上げていくということで、国のほうでも取り組んでいるというふうに認識しているところでございます。

ですので、少子化対策の一つとしまして、東大和市としまして、日本一子育てしやすいまちづくりということで、保育施設の拡大だったり、民間学童保育所を導入したりということで保育環境の充実に努めてるところでございます。

そのような施策をとって継続して進めていくことによりまして、子育てしやすいまちになり、出生率も上がっていけばということで、現在施策に取り組んでるところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） 僕は、東大和市の産み育てられる環境って、そこで出生する、産むという環境、産婦人科の皆さんのあれを東大和の新しい、くらしの便利帳で調べてみると、43ある診療所の中で、産婦人科と科目があるのが3カ所、そして、病院もうちは抱えて、病院を含めると件数が45になるわけなんですけど、そういう環境の中、この病院やあるいはそういう産婦人科の産み育てられる環境整備が東大和はもう少し努力したほうが私はいいと思うんですが、その辺の考え方についてどうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 現在市内にございます産科または産婦人科を標榜いたします医療機関、こちらは私どもで承知をしている限りですと2施設になります。そのうち分娩を実施しております施設につきましては1施設となつてございまして、別に医療機関ということではございませんが、別途助産院のほうが1施設あるということで私どもは承知してございます。

なかなか医療機関を誘致するということにつきまちは大変難しいところがございます、近隣の立川市ですとか、そういったところにも実際に分娩を取り扱ってる施設などもございます。また、近年では里帰り出産という形でさまざまな分娩をされてる機関にも通われてる方もおられますので、そういったところで市民の皆様は実際に分娩等を行っているというふうに認識はしてございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） わかりました。僕はそういう施設環境を整備してあげることが大事なかなと思って質問しました。

この問題についてはぜひ環境整備ということで、そういう機会あるごとにそういう整備を進めていただきたいと要望しておきます。

次に、今度は平成30年における年間の死亡数、これが805人、この推移は、少子高齢化率が高まっている今日、当市でもこの高齢化率が高くなっております。そして、その年間死亡率も年々ふえてるということが実態です。しかし、こういう年間死亡率の中でも、自宅で在宅介護が国が進めている政策です。そういう在宅介護で死亡数の内訳、病院で亡くなる場合と、あるいは在宅で亡くなるとか、その亡くなり方はいろいろあると思います。そういう中身を掌握していたら教えていただきたいと思います。

○市民課長（梶川義夫君） 市では、死亡届に基づきます死亡の場所につきまして統計というのはとっておりません。

ただ、東京都のほうで死亡届における死亡の場所ということで統計を出しております。最新のものと平成29年のものが公表されているところでございます。それによりまして、東京都に住所を有する日本人ということになりますけど、これらの死亡届のうち、死亡の場所が病院となっているものが約70%、自宅となっているものが約18%、残りが老人ホーム等でございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

東京都で病院で亡くなるというのが70%、それで自宅で18%ということで、自宅で亡くなる18%は市でも、在宅介護は国が進めてくる、在宅介護のあり方をもう少し市民にわかりやすく、在宅のあり方を、その在宅介護をしながら終末を迎えるというその準備の心構えが非常にこれ難しいんですね。

今診療所の先生は、在宅に診療していただけないから、まずそういう孤独死になった場合は全部警察の検視が入ってくるというのが実態ですね。そういう検視制度のあり方も、在宅介護で一生懸命しても自宅で亡くなったとき、病院で亡くなれば先生が診断書を書くけど、自宅で亡くなったときの診断書の書き方が在宅介護では非常に難しい。そういうあり方についての改善策、あるいは今後東大和で在宅を進めていくというときの在宅の扱い方をもっと市民にわかりやすい、そういう死亡の扱い方、終末を迎えるときに検視にならない指導方法っていうのは何かあるでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 在宅でというところで、国におきましても施設から在宅へというふうな動きがさまざまされてるということも認識してございますとともに、本市におきましても、医師会の先生方の御協力などをいただきまして介護医療連携というふうなものもさまざま進めてきてございます。

現実的にみとりを実施しているというところの医療機関ということでの把握はしてございませんけども、平成29年度の状況でございますが、訪問診療を専門としている医療機関並びにケースにより訪問診療を実施する医療機関を合わせますと6医療機関ございます。

そういったことで、各先生方におかれましても御協力をいただきながら、少しずつではございますけども、在宅での診療など、また訪問介護看護ですね、こちらのほうの連携等も進んできてございますので、そういった取り組みをさらに進めていくとともに、アドバンス・ケア・プランニング——ACPと言われている動きも国においてもさまざま動きもありますとともに、本市におかれましても研修会等も実施をする予定でございます。

こういったことを捉えまして市内にも進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（関田 貢君） 私は、自然動態の増減について、産まれる環境あるいは亡くなっていく環境をそれぞれ質問しました。

その結果として、自然動態の増減が本市では30年度の結果では149名が減ってるということで、この自然動態では、市長答弁でも言われておりましたけれど、今後も死亡者が出生数を上回るという予測を市長もしていると、私もそのように思います。

こういう現象が続く中で、産み育てられる環境を上げていく、そして死亡する環境を、元気で長生きをする環境を整備をして、この差を逆転できるような環境づくりに努力していただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、社会動態の増減について、私は30年度における転入数3,348人、この推移についてということと、30年における転出数3,380人の今後の推移についてということで、当市の入れかわりの激しい環境っていうんですかね、この転入数をとどまるような環境施策をきちっと打ち出さないと、転出者が多くここ何年かは続いている。この対策について、どのように考えていますか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 転入数が転出数を下回っている状況でございますが、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしましたして、人口減少の抑制に取り組んでるところでございます。

それ以外に、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、人口減少が進んでいることを踏まえまして、平成29年4月にブランド・プロモーション指針を策定いたしましたして、転入の促進と転出の抑制に取り組みまして、定住人口を増加させます取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） この転入のことと転出の増減を、私は社会増減数を調べてみますと、転出の、平成27年度から始まる転出、27年、28年、29年、30年の4年間で717人の減少になってるわけですよ、4年間でね。こういう転出の中身をきちっと分析して対策を講じておかないと、やはりこれをとどめて、せっかく転入者が、3,348人の転入があるわけですから、とどめおくとという努力は何か対策として打ち出さないといけないんじゃないかというふうに私は思うんですが、どうですか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 転入される方、転出される方につきまして、去年転入転出アンケートを行わせていただいたんですけれども、そちらを行いまして、転入者の意向ですとか転出者の意向を調査をさせていただいております。その意向とかを踏まえまして新たな検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） 今私がこの4年間のデータで717人の減少を見られてる、その対策について今そういうようなお話で、僕はウとして、転入転出者のアンケート調査の報告書の分析についてということの一部がそこに出てきましたけれど、私は転入のこういうふうに、僕はざっと読んで中身の分析をこの報告書の中で見てみると、住宅事情が一番で、ふえる理由の住宅事情っていうのが挙げられてますね、アンケートの中でね。それで2番目に一番多いのは、便利だという人と便利で買い物ができる、狭山丘陵がある、そういう環境がいい。しかし、そこに今度は転出のアンケートを見ると、交通不便地域なんですよ。交通問題を挙げて転出されることが、転出先を選んだ理由について通勤通学が不便だということで、アンケートの中ではトップなんですよ。これは改善する第1項目に挙がってくる大事な問題じゃないですかね。

そして、自治体間の行政サービスをしてもらうという課題については、転出転入者は余り関心持ってないというようなことが出てますよ。

ですから、やはりこの東大和に来る若者は住宅事情もあるでしょうけれど、転勤……一定の時間を過ごす、転出先を選んだ理由について通勤通学、これが大きな理由だとすれば、通勤通学のあり方を当市は交通利便から考えると、武蔵大和駅、東大和市駅、そしてモノレールによる玉川から上北の各駅があるわけです。こういうこの結節点をもっともっと効率的に市民サービスを行政がしてあげないと定着率が私は悪いんじゃないのかなと。その辺どう考えますか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今御紹介ありましたように、転出入者アンケートということで、私どももその状態を把握してるところでございます。

東大和市に転入した理由ですけれども、上位から言いますと、住宅事情——住宅の購入や住みかえですね、そして結婚のため、そして仕事上の理由、4番目に転入した理由の中にも通勤・通学の利便性というのが入っているとございます。

また、転出した理由の中にも、住宅事情が一番で、結婚のため、仕事上の理由、通勤・通学の利便性がよいということ、他市がよいというふうに感じて出てるような傾向もあるようです。

今おっしゃったように、それぞれこのアンケートをとられた方の価値というか、仕事上の問題であったり、課題だったり、住宅事情がある中で、東大和市内に住んでる場所があったり、あるいは仕事を機にどちらかに動いたりとか、そういう理由もあると思っております。

もちろん交通の利便性ということが一つの課題にあるかと思っておりますけれども、その辺も市としてもできる限りのことをしていく必要はあるかというふうには思っております。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） ですから私は、こういう社会動態がこの4年間の実績で714人も減少してると、こういうことがじゃ財政的に見たらどうなのかということで、私もこういうふうには、平成31年度の予算歳入構成比で人口1人当たりの発表によりますと36万2,426円が1人当たりかかっている。これが700人からの減少になるわけですから、こういうお金と人とのバランスを絶えず、人が減ったからじゃなくて、予算についてこれだけマイナスしたりプラスになったりするっていう要因もそこに、言葉遊びだけじゃなくて、予算が伴ってマイナスなりプラスなりの予算のことも考えながらこの対策っていうのは講じていかなければいけないんじゃないですかね。その点どう答えますか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今おっしゃったとおりで、人口減少が進みますとやはり生産年齢人口の問題もあると思っておりますので、市の歳入にも大きく影響するというふうには認識してとてでございます。

そのこともありまして、東大和市も一生懸命子育て世代という、働き世代に転入していただきたいという思いで日本一子育てしやすいまちづくりに向けた子ども・子育て支援施策を実施しているところでございます。

ですので、その施策を通じて、またさまざまな施策も講じなくちゃいけないと思っておりますが、できるだけ多くの子育て世帯に転入してきていただいて、東大和市が持続していけるようなまちづくりをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） この項目は、今の項目は、今の部長答弁がそういうような予算のこと、そして人口をふやすための施策ということについて努力していただくということを要望して、この項は終わります。

次に、③の29年度に3万8,291世帯となり、人口が8万5,945人で前年度比で325世帯増となり、人口では156人の減となったと、こういうことについて、当市でこういう分析はどのようにされていますか。お伺いします。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 世帯数がふえている要因でございますけれども、一例を挙げますと、高齢者の単身世帯ですとか、夫婦のみですとか、ひとり親から成る核家族がふえているということが国勢調査の調査をもとにわかっているところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） 私はこの世帯の中の分析を、先ほど言った転出者っていう中をよく見てみると、世帯が若い世帯、そして子供が1人か2人の世帯が転出していくんですね。そういう若い世帯の転出者が、世帯を引っ張って子供を引っ張っていくということで、僕は、世帯がふえてるんだけどマイナスの要因は、そ

う世帯の子供がついていく、世帯と一緒に、ですからそういう転出数の3,380人の転出者があり、世帯数の中では子供と一緒に転出されてる家族が当市は多いのではないのかと、私はそういう疑問をこの資料を見て感じたんですが、皆さんはどういうふうに感じていますか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 平成28年または平成29年の転入転出についてでございますけれども、特に20代から40代に向けまして転入数、転出数が多いところがございます、議員のおっしゃるとおり、その世代の方たちが入ってきたり、出ていったりする状況でございます。それに伴いまして、お子様の10歳未満の方につきましても入ってきたり、出ていったりしてる状況があるような状況でございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） わかりました。ぜひこういう世帯が、人口がふえる、マイナスの減じゃなくてプラスになる人口政策を進めていただきたいと要望して、この項は終わります。

④として、高齢化率が平成31年1月1日現在で2万2,867人、そして総人口の26.7%であったが、現状ではどのようになっているかというふうに、市長答弁では2万2,903人で26.8、ポイントでは0.1ポイント上昇しているということで、当市は高齢化率が伸びてると言っていて、私がこの原文を書いたときの比例では0.3ポイントで262人、年でいくと262人の高齢化率が0.3ポイント上げてきてる今日だということで、高齢化率の対策がこれからも望まれている。

この大きな、毎年260人からの高齢化率が上がっていくんだということで、この高齢化の環境をどのように対策をとって、高齢化の人たちの環境を整備していくのかお伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員のおっしゃるとおりでございます、当市におきましては既に人口減になってきていると。また、ただしかながら、65歳以上の人口につきましてはこれからもまだ伸びていくというふうなことで私どもとしても認識をさせていただきます。

そのようなことから、従前から元気ゆうゆう体操ですとか、高齢者施策におきまして介護予防施策などさまざまなことを実施してきてございます。

そういったことで、当市における介護の認定状況といたしましては、全体的に要支援者、国ですとか東京都の状況から比べますと、介護認定者よりも要支援者のほうが多いという状況で、そういうふうな状況で、市全体としましても介護認定になっている方は他の自治体等に比べても低い状況であるのかなというふうには認識してございます。

それとともに、健康寿命の延伸ということで、私どもとしてもこの業務を進めてまいりたいというふうに考えてございまして、それに伴いまして東京大学の未来ビジョン研究センターとの協定ですとか、さまざまな動きをさせていただいております。

こういったトータルとしまして、介護状態にならないというふうな状況を我々としても進めてまいりたいというふうに考えておりますので、市民の皆様を含めて御協力をいただきながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） ぜひ部長の今の意気込みでぜひ前向きに進めて、健康寿命の延伸に努力していただきたいということで要望して、次の項目に行きます。

5番目として、東大和市の人口ビジョンでは、令和2年度の人口は8万5,268人でピークとなると、生産人口は5万1,647人、老人人口は2万2,732人、年少人口は1万809人になると、人口ビジョンの修正についての

考えについてお伺いしました。

この考え方について私は、東大和市の事情は大きく、専門家の言う人口ビジョンの統計と、皆さんも企画あるいはその部署で自分たちの予測っていうものを僕は研究して、自分なりの市としての専門家の意見と皆さんが考える意見というのが僕はあってもいいんじゃないかということで、この人口ビジョンの修正の考え方をお伺いしたわけです。その点について再度お伺いします。

○企画財政部長（田代雄己君） 人口ビジョンの見直しに当たってでございますけれども、一つお伝えしなくてはいけないと思うんですけども、人口ビジョンのもともとの推計というのは国勢調査をもとにした人口でございます。これはなぜ国勢調査をもとにしたかという、このときには全国的な統計の動きもありましたので、そこを見るために国立社会保障・人口問題研究所が出した国勢調査に基づく推計を使って人口ビジョンを作成させていただきました。

また、ただいま御紹介にありました人口、こちらで今お話をしている人口というのが住民基本台帳に基づく人口ということで、そこはもともと少し乖離が出てるという実態がございます。ですので、推計を見るときにそのもととなる数字を確認しながら私どもやっているとでございます。

ここで新総合計画を策定するというのもございまして、新しく人口推計をとらなくてはいけないというふうに認識しているところでございまして、その調査をこれからやっていく予定であります。制度設計もこれからですので、どのような形になるかまだここでは明確にはお答えできませんけれども、将来推計としまして活用しなくては行けませんので、その辺を見据えて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） 私がこの人口ビジョンを計算したときに、2020年が人口ビジョンではピークになる。そして、20年先の2040年と比較すると、人口が当市では8万270人で、4,998人、約5,000人がマイナスになる。そして、そのマイナスになった内訳を見ますと、年少人口が1万889人から8,976人、そして1,913人がマイナスになる。そして生産人口も、この20年では5万1,647人いましたが、2040年では4万4,516人でマイナス7,131人。そして、老年人口、65歳以上が2万2,732人が2万6,778人と4,046人がプラスになる。こういうような大きな変化が、皆さん乖離と言っていましたけれど、私はこういう時代が必ずや到来すると私は思っています。

ですから、こういうふうに東大和も平成27年度からマイナス人口を転出者だけ見たって、700人からの、717人の減少になってる。この数字だって相当大きな数字でインパクトがありますよ。こういう数字を、人口ビジョンの中でこの数字をどう扱っていくかということを議論しないで、言葉遊びだけでは対策にならないんですよ。どうですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 人口ビジョンで人口減少が進むということを明らかにしているものでございます。今御紹介にありましたように、生産年齢人口や年少人口は減り、そして高齢者人口がふえるということで高齢化がますます進み、そして生産年齢人口ですので、やはり市税などにも影響が大きくあるということ进行分析しているところでございます。

先ほど、住民基本台帳と違うと申し上げましたけども、傾向はもう住民基本台帳でも、こちらの国勢調査をもとにした数字でも明らかに人口減少が進むことは理解しておりますし、同じ傾向があるというふうに認識しております。その上で、やはり東大和市としても危機感を持ってこの人口減少の抑制に取り組んでいるところでございます。

あわせて、持続可能な自治体経営ということで、行財政運営を行うに当たりまして、このような人口

減少あるいは少子高齢化というのが大きく影響するというところで施策を展開してるところでございます。

繰り返しになりますけれども、やはりその施策の一つとしましては子育てしやすいまちづくりということで、子育て世帯に転入していただきたい、年少人口をふやしたいという思いと、それとあわせて、高齢化が進みますので、健康寿命の延伸という形で元気な御高齢の方に地域で生き生きと暮らしていただきたいという主な大きな政策を持って取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） ぜひそのように努力していただきたいと思います。この項はこれで終わります。

次に、広報についてお伺いいたします。

東大和市の広報のあり方について、市報、新聞折り込みになっている事業についてということでお伺いした。

これはある市民が、私のところは市の情報なんか全くないんだというお話を聞いて、まさかと。あなたのところは新聞とってるのかといたら、新聞とってないということで、若い世帯も高齢者も一般的に新聞とってないということがかなりあるんだなということで今回この問題を取り上げて、答弁を聞きましてらば、この答弁でわかったんですが、59.6%、約60%の世帯が購読されてないんだなって、市報が。40%、4割の世帯が市の情報を全く知らない。そういう情報の環境を何とか変えてほしいと市民から言われまして、この事実を調べました。

そうしたときに、東大和市で、先ほどからも私が直近の答弁の世帯で中を計算しましたら、3万8,895で59.6%を割ると2万3,181世帯が市報が届いてる世帯、そして4割を超える1万5,714世帯に市報が届いてないという現状が明確になりました。このことについてどう考えてますか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ただいまお話をいただきました市報の新聞折り込みの関係でございますが、先ほど市長答弁にもございましたとおり、また今議員から御指摘をいただきましたとおり、平成31年4月1日号の市報で御答弁させていただきますと、具体的には2万3,200部、新聞折り込みをさせていただいております。

今現在新聞6紙ということでやらせていただいておりますけれども、新聞購読世帯が若干減っているというところもございます。そういった部分も含めまして、新聞非購読世帯がふえる中で、それを補完して少しでも多くの市民の方に市報をお届けすることができるようにということで、現在ではシルバー人材センターを活用いたしまして希望する方に直接宅配でお届けをさせていただいております。そちらの数字を同じ平成31年4月1日号の市報で申し上げますと4,650世帯の方にお配りをさせていただいております。

また、公共施設等、市中に市報を置かせていただきまして、そちらにおいでになった際にお手にとっていただけるような取り組みをさせていただいております。そちらも配置させていただいてる数で申しますと1,500部ほど置かせていただいております。その他、インターネットを活用して市報をお読みいただけるようにということも含めまして、いわゆる電子書籍版の市報を掲載させていただいてるところもございます。

そういったさまざまな取り組みを通しまして、広く市民の皆様に市報を読んでもらえるように努力をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） 今の報告を聞きましても、まだまだ1万1,064世帯が配付をされてない、自宅に市報が届いてないという環境です。こういう環境は改善しないと私はいけないと思っています。

ですから、この実情は、アの新聞とって世帯の割合はわかりましたが、今度はこの改善です。

今度はイとして、新聞離れ対策としてシルバー人材センターに全戸配付を月2回委託している市があると聞くと、他市の例について何うということ、他市の例のお話を市長答弁からいただきました。

その中身で見ると、多摩26市中15市においてシルバー人材センターを活用した市があるということで、これ三多摩全域に言えることで、新聞離れが多いんですよ。4割も当市の場合にはいるわけですから、やはりこの4割の世帯に何とか市報を配付をしてあげないと市の情報を的確に報告できないですよ。それで説明責任だ、何責任だっていったって、市長さん、40%の人が市の市報見てないんですから、そういう市報をやっぱり購読させる環境はつくってあげるべきだと私は思います。

そして、他市でも26市中、こういうふうに15市において実施されてるわけですから、当市でも26市の15市に入って16市に、シルバー人材センターを活用した全戸配付を目指すべきだと思うんですが、どうですか。

○市長（尾崎保夫君） 私ね、いつも思うんですけど、私どもは一生懸命市報をつくったりして、配付したり、新聞だとか、シルバーでお願いして配付してるわけですけども、まず我々のほうで、従来は何しろ届けなきやいけないんだという考え方で配付してたと思うんですけども、少し立ち位置を変えると、読みたいから送ってよって一言言っていたら、シルバー人材センターにお願いして戸別配付しているわけですよ。だから、その辺のところをどう考えるかっていうことなんです。何でもかんでも行政が全てこうっていうことじゃなくて、例えばインターネットだとかいろんなもの今ありますから、それで見てる人は何も紙で要らないよという方もおいでになるだろうしということで、時代はそういうふうな形で大きく変わってきてるだろうというふうに思います。そういった意味では、それに対応した形でやっていければいいのかなと思います。

それからもう一つは、やはり何とんでも市報を見ていただくということですから、見たくなるような市報をつくる。大分構成も変わってきて、市民の皆さんからはいいねという御意見が大分出てきました。もう一踏ん張り、見たくなる、電話でうちにも送ってくれよというふうな形で市民の皆さんから来るような、そんな市報をどういうふうにしたらいいのかっていうことを皆さんで考えていただきたいと思うんですね。いろんな方の御意見をいただきながら、見たくなる市報ってどんな市報なんだろうっていつも思ってるんですけどね。いろんな市の市報、インターネットで出てますけど、そういうふうなところの市報を見たりはしますけども、なかなかこれはっていうのはないんですね。しかし、東大和市でこれはって市報をぜひつくってほしいと。それができたとき、初めて今言った問題は解決できるんじゃないかなと思います。

これからもそんな形で市報についていろんな角度から検討しながら、一番いい方法を探していければと思っています。よろしく願いいたします。

○1番（関田 貢君） 今市長は市報の中身で、私は市報の中身じゃなくて、その市報が全戸に届く改善をとお願してるんですよ。中身は今の市長のおっしゃるとおりでいいですよ。改善していただきたい。我々も努力しますよ。

しかし、今の東大和の4割も市報が配られてない環境を変えてほしい。その実態は26市中15市、それで16番目に当市も全戸配付をする目的でシルバー人材センターにお願いしたいって、そのことを実現できるように市長の答弁を再度お願いします。

○市長（尾崎保夫君） 市報を全配付するというつもりは今の時点ではありません。どれだけ多くの方々に見ていただけるかという努力する必要はありますが、見たいというそれぞれの市民の皆さん方もぜひ市のほうに連絡一つしていただければ、次の号から戸別配付できるという、そういう環境のところまでは整備させてい

ただいています。

これ以上どんな形であるかというの、財政面とかいろんなことを考えながら決定していきたいなど、そんなふうに思っています。

○1番（関田 貢君） この問題については、僕はシルバー人材センターに全戸配付をお願いするというので、再度要望して、これすれ違いみたいな市長答弁ですから、ぜひこれは市長、シルバー人材センター活用して、届かない40%の世帯に対して私は配付すべきだと思っておりますが、これは要望しておきます。

じゃ次の問題に行きます。

今度は老人福祉館の運営事業についてお伺いします。

高齢者が余暇を楽しむ憩いの場としての老人福祉センター及び老人福祉館の毎週2回の入浴ができる施設についてお伺いします。

この利用団体数は、先ほど延べ団体をお伺いしていますが、市に登録されているそれぞれの館の団体登録ってというのはどのようになってるんですか。お伺いします。

○地域振興課長（大法 努君） 各施設におけます利用団体数登録状況でございますが、老人福祉センターにおきましては25団体、向原老人福祉館におきましては36団体、清原老人福祉館に関しましては47団体、上北台老人福祉館におきましては8団体、南街老人福祉館におきましては25団体となっております。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） わかりました。それぞれの団体合計しますとこれ幾つぐらいなのかね、200超えるのかね。これは合計数は後で計算して。この団体数の利用でわかりましたけれど、アの利用団体数が5館で推計しますと、平成28年度と30年度の利用団体を比較しますと、3,263団体から3,168団体と、比較すると95団体が団体数が少なくなると。

そして、こういう団体の主な内容、老人福祉館に使われてる団体というのは、主にどういう団体が活用されているかお伺いします。

○地域振興課長（大法 努君） 主な団体の活動内容ということでございますが、例えば民謡でありますとか、日本舞踊あるいはフラダンスの団体、あとはカラオケなどの団体、老人クラブ、軽体操、そういった団体の皆様に御利用をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） わかりました。

そして、団体利用の推移を私、調べてみたんですが、平成28年度3万7,808人、3万8,601人ということで、比較すると団体利用者は793人ふえてます。団体のほうでいきますと95団体少なくなってるんですが、団体利用の合計数では比較すると団体利用者がふえてると、こういう環境の中で、ウとして、今度は個人の利用者の中身を比較してみました。それで、この28年度の利用者数と30年度の利用者数の中身を見てみますと、1万5,528人、1万4,550人と、この差を見ますと978人が減少になっている、個人利用がですね。

それで、エとしての風呂の利用者の5館合計の推移については、28年度では1万1,523人、そして平成30年度では1万1,021人ということでマイナス502人の減少になっているというふうに現況はなってます。

こういう現況の中で、私たちこの少子高齢化の時代になって、高齢化の施設によっては非常に密度の濃い、あるいは施設が足りないという場所もあり、全く場所によっては休館日のある部屋もあるということで、全体量から見ると、ラッシュになってる区域とすいてる区域があるというデータにはなっております。

その中で私が一番心配してるのは、今こういう施設利用の中で、お風呂の利用の5館統計の推移を調べて、970人から減少してて、団体利用者が793人ふえてる。この場所を入れかえることによって、私はこの両者の老人福祉館の運営についての事業が進むんじゃないかということで、この事業の中身で、風呂の5館の中身を私はこれを検討したことも、利用実態をよく調べて、この辺の中身は改善できないかと私は思ったわけですね。

もし改善とするとすれば、風呂の5館構想が、全部ある風呂が全く使われてないと私は言いませんけれど、利用度によっては風呂っていう時代は、私はもう時代が変革して、私はこの当時つくったときは、老人の人たちにお風呂付きの施設が必要だとこの当時はあったと思います。今は住宅事情が変わりまして、都営住宅から始まって、建て替えて全部浴槽付きの部屋に当市はなってます。ですから、そういう風呂場を通してのコミュニケーションのあり方、そして、私はそういう会議室や広場を使ったコミュニティーのあり方が、さっき介護のゆうゆう体操がこれからどんどん飛躍して伸びていく、そういう施設が浴場を通してコミュニティーを広げていくより、僕はそういう広場を使わせて、改善をしてそういう広場を使わせた余暇活動をさせてあげたいと私は思ってます。

そういう施設の利用のあり方についてどのように考えてますか。

○市民部長（村上敏彰君） 現状では、老人福祉館におけるお風呂は60歳以上の高齢者の利用に限られております。お風呂は災害発生時における入浴施設の確保等から有効だと言われてはおりますが、一方でお一人で入られる方もいらっしゃいますので、その方の単独で利用された場合の方が一のことへの対応につきましては課題もございます。実際、市内の60歳以上の人口は2万7,000人ほどいらっしゃいますけども、その中で入浴登録者は5施設で228人、0.84%となっております。

こういった状況から、老人福祉館につきましては、附帯設備としてのお風呂のあり方も含めまして、時代の変化に対応できるような見直しを行う必要があると認識しております。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） 私もお風呂の利用実態をデータをいただきまして、私も現地、施設案内をしていただいてそれぞれ見させていただきました。そして、私は一番利用率の高い南街老人福祉館の中は、午前中で46%、午後になると62%、夜でも28.8%、全体として45.75と一番利用率が高い。そして、ここの利用率の中もお風呂場がついてるんですね。それで、ここの耐用年数が非常に、僕はもう施設としてのあり方について、50年サイクルっていうんですかね、50年、30年という施設の老朽化対策の中で、南街の中はもう施設を改善してあげなければいけないような環境になってる。そして、奈良橋老人福祉館も30年を超えてるというような施設もあります。

ですから、そういう全部を全部廃止にするのではなくて、そういうところを浴場の、今先ほど部長が言ったように200人の登録ですか、浴場の利用者が。そういう200人の登録であれば、この施設利用も僕は変えていくべきだということで、この東大和も、青梅でこの実態がちゃんと発表されて、青梅もことしから市内の3カ所の入浴施設を3月いっぱい閉鎖すると発表されてます。青梅の中でもそういう浴場のあり方を検討されて3施設が廃止されているということで、市は激変緩和措置として市内の温泉施設を利用するように勧めていると。東大和市は温泉施設というと浴場組合が2施設ありますから、そういう2施設をそういう観光施設というように置きかえて、そういう施設を有効利用しながらコミュニティーの場をそういうところに求める、移動させるということも僕は考えていくべきではないかと。

そして、青梅の激変緩和措置は非常にうまくできてるんですね。65歳以上の市民に1回につき300円の補助

をして年間12回利用するという事なんですね。こういうような改善策が発表、青梅市は実際に廃止して閉鎖を発表しています。

ですから、東大和市でも、全部全部じゃなくて、段階的に建物の古い順番、南街のそういう施設から僕は改善する対象になるんだろうと思うんです。その辺の考え方、再度お伺いします。

○市民部長（村上敏彰君） 青梅市におけます老人用の入浴施設が廃止されたことは存じ上げております。青梅市に問い合わせをいたしましたところ、青梅市では3カ所あった高齢者入浴施設を全て建物ごと廃止をしてしまったということでございます。

ですので、それに先立ちまして、青梅市では利用者の方にアンケート調査をやったりとか、利用の頻度とか中身を確認してから廃止っていうことをやっておりますので、私どもも老人福祉館の入浴施設を見直すに当たっては、利用者の方の御意見を伺いながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○1番（関田 貢君） ぜひ、私はこの浴場のあり方はもう時代とともに考え方を変えて、お風呂のコミュニティーより、そういう広場を使う。その広場も、お風呂をつぶす、平均が50平米ですから、約15坪ですから、15坪っていうと30畳ですよ、畳で。そんなに広い場所が確保できるわけですから、そういう広場を畳の部屋とかコミュニティーの場所にするとか、あるいはいろんなサークル活動のできる広場に僕は転用し、幅広い市民活用ができる場をつくりかえていく必要があると私は思っていますが、その点もう一度、再度確認します。

○市民部長（村上敏彰君） 繰り返すにはなりますが、現在にも入浴施設については御利用されていらっしゃる方がいらっしゃいます。ですので、その方々の御意見等にも伺いながら、あるいはあと老人福祉館を利用されてる他の方もいらっしゃいますので、そうした方々の御意見を伺いながら、市といたしましても、老人福祉館が附帯設備のお風呂は設置しながら今のままでいいとは思っておりませんので、時代の変化とともに施設は変えていくものだというふうには認識しておりますので、今後皆さんの御意見を伺いながら対応を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○1番（関田 貢君） 最後に、当市で、③の入浴施設を管理運営するその年間維持管理費ってどれくらいになるのかということで、答弁としては、光熱水費を積算しますとということで、30年度におきましては約500万円を5館のトータルということで言われてました。こんな少ないのかなというふうを意識するんですが、これは建物を、先ほど部長が答弁したように、建物ごとなくなればこんなもんじゃないですよ。ですから、そういうようなものが建物ごと変更するということとなれば、建物は、複合館ではそうはいかないでしょうけど、単体でできてる施設があるわけですよ、大和は。そして、その単体でできてる施設が南街ではもう、1969年、50年経過していると、木造で平屋ですよ。ですから、木造の浴場のあり方、そういうコミュニティーの場所をつくるということについては、とくに耐用年数も過ぎてるわけですから、こういうところから着眼をいただいて改善を進めていくと。奈良橋だって35年経過しているわけですよ、奈良橋の。そういう建物も随時検討課題を広く、早急に進めていただきたいということを要望しておきます。

次に、学校教育施設です。

学校教育施設で、当市のいじめ、不登校の実態とその対策について再度お伺いします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） まず当市のいじめの実態についてであります。当市のいじめの認知件数としましては、平成30年度は小学校36件、中学校23件となっております。過去4年間においては増加傾向で

ございます。各学校がどの学校にもいじめが起こるものであるとの認識で、小さいいじめから積極的に認知し適切に対応してきた結果であるというふうに捉えてございます。

いじめの対応としましては、まず教育委員会としまして、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態の対応への取り組みを支援するとともに、いじめ防止のためのシンポジウムの開催、教員研修の実施などを行ってございます。

また、学校においては、いじめ防止基本方針のもと、いじめ防止に関する授業を年3回実施するなど、さまざま学校いじめ対策委員会を中心とした対応を行っているところであります。

次に、当市の不登校の実態についてであります。不登校の児童・生徒の出現率につきましては、平成30年度は小学校0.83%、中学校が4.57%でございました。こちらも過去数年間、増加傾向にあるという状況でございます。

不登校への対応策としましては、当市で取り組んでおります対策として主に2つございまして、欠席時の受け付け対応の取り組み、または長期欠席等、児童・生徒に関する情報を学校と教育委員会で共有し支援体制を構築する取り組み、こういった取り組みがでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） これは一つ一つ、僕はいじめと不登校を一緒にやると混乱するといけなから、僕はいじめはいじめできちっと整理していきたいと。

先ほどの発表でいくと、平成30年度は小学校が36件、中学校が23件ということだったと思います。しかし、僕はこの数字だけを見てどうこうじゃなくて、この過去、東大和の小学校の教育って、僕はこの質問を4年前、28年のときもやって、この答え聞いてるんですね。だから、そういうことの経過を見ながら、今の言う小学校が36になった、あるいは中学校は23だという過程は、小学校、私、データを26年で聞いたときには、小学校が24人、中学校が11人といって、27年度は小学校が8、28年度は小学校が15になって、29年度は25、そして、30年、今の発表が36と、小学校のいじめ認知件数がそうやってきた、変化してきたということですね。ですから、中学校も26年度は11件、そして12件、13件、22の23件というようなデータで占められてます。

ですから、こういういじめ件数のいじめられた中身が、それぞれ小学校、中学校では、学校区域によっては僕は特色があるんだろうと思うんですが、そういう分析はされていないですかね。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 地域によって、地区によってのいじめの特色っていうところにつきましては、いじめの認知の仕方自体に若干色があるというか、方法論も含めてちょっと偏りがあるようなケースがあります。

本当に子供が学校の教員に訴えてくるようなもの、その段階からもうこれはいじめだということで1件、2件とカウントしていくようなところもあれば、逆にそういったケースを十分に吟味をして、それをいじめかいかいじめではないかっていう判断を経過をたどって認知をしていくと、そういったケースによって若干地区によっての差異が出てきている状況にはあると思います。

以上です。

○1番（関田 貢君） 当市の過去のいろんな資料をこういうふう読んでみまして、僕が大事にしているのが、平成6年12月、この資料が発表されたときに、この問題が発生したのが、東大和市ではこういう資料の発表の仕方はなかったんですね。事件件数がぱっと出てきて、その年の事件数が出る。この後、これは文部省のいじめ対策の緊急のアピールの、こういうふうにしなさい、こういう指導要綱のものを載せてある。そして、こ

の指導要綱についてどうしたこうしたという細かいアドバイスの経歴が載ってないんですね。

ですから、そういう対策を、いろんなこのまとめ方っていうんですかね、当市では、いじめで何年に何件あったとこういう数字はずっと出てくるんですが、その数字の25件なら25件、あるいは24件ですか、最初26年、そして8件、15件、25件だと、それは改良した実績の中身の内容の記録っていうのは、こういう報告書にはまとまってないんですか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** それぞれのいじめの内容の個別の情報については教育委員会としてもきちんと把握をしておりますけれども、今この場でのちょっと情報を持ち合わせておりません。ただ、それをきちんと整理をして各学校にも指導助言をするような体制は整えております。

以上でございます。

○**1番（関田 貢君）** いじめのこういう資料が発表されるようになったのは、私は平成6年度の愛知県の中学2年生が11月21日、いじめを苦にしてみずからの命を絶ったことが社会に大きな衝撃と深い悲しみをもたらしたと。いじめ対策緊急会議は、こうしたことが二度と繰り返されてはならない観点からいじめの問題に関する研究検討を行うために開催されたものと、こういうのが文部省から発表になって、それぞれの県であるいは市で検討されて、一冊の資料としてこういう経歴が発表されている。

これが東大和市で僕が持ってる資料で、それでここにいじめのこの件数は載ってる。件数は載ってるんだけど、中身がそういうことで、この中身にいじめの発見の端緒として、担任の教師が発見した、いじめられた子供の訴え、他市の教師からの情報、こういう項目の6項目で分類されてるだけなんです。

よその、私が行政視察で行ったときに、不登校対応アクションプラン、松山の市教育委員会の資料が本当に事細かく、児童・生徒からの小学生の意見、あるいは保護者として学校で相談しやすいのは誰ですかとか、児童では学校で相談しやすいのは誰ですかと、児童と生徒あるいは保護者に聞いて、どれくらいのペースで家庭訪問を希望しますかとか、どれくらいのペースで家庭訪問を希望しますかっていうことで保護者と児童・生徒の見解の違いも出てます。

こういうような言葉が、こういういじめの内容を説明すると、この件数っていうのはどうなのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** いじめの実態を把握する一つの指標といたしましては、やはりこの件数ということは重要であるというふうには認識しております。

ただ、そのいじめに至る原因であったり、そのいじめを受けたときのその後の経過について、そこについてきちんと対応していく方法については、そちらも十分に重要であるというふうには認識をしておりますし、今議員のお話のあったような他地区の情報についてもこれからさらに情報収集に努めて、よりよい対応の仕方について計画をしてみたいと思います。

以上です。

○**1番（関田 貢君）** こういう今度いじめの問題で、僕は最後に、成功者の話っていうのも僕は大事だと思うんですね。小学校時代にいじめに遭ったと。こういういじめに遭ったときに、僕は映画監督の黒澤明さんの幼少時代に、小学校のころ、学校は牢獄だと感じた、黒澤明がね。そういうふうに学校でいじめに遭ってたけれど、それを変えた、景色を変えた人は一人の教師であると。その教師が、同級生にさんざん笑われた黒澤少年が、絵をその担任の先生が褒めて三重丸を与えたと。そうしたら、黒澤少年が三重丸をもらって図工の時間が楽しくなって、それが今の黒澤明をつくったというような評価されてるんですね。それで、今の黒澤の映画

でのバックボーンは黒澤さんが全部絵を描くというような、少年時代のことがまさに生きてる。

そういう成功例の話なんていうのは、いじめの中で明るい話題を僕はそういうのは紹介してもいいんじゃないのかと、私はこれは新聞のコラムからとりました。ですから、こういうこともいじめの中では明るいニュースも僕は必要だと思うんです。ぜひ検討してみてください。

そして、こういういじめと不登校の問題について、不登校が当市も、私に取り上げた当時からは年々ふえています。そして、27年は63人、28年は62人、29年は72人、そして76人の……1年ずれました。申しわけない。もう一度言います。26年度が63、27年が62人、72が28年、29年が76で30年度が96人の不登校が発生してるということになります。

ですから、こういう不登校の環境っていうのは相当当市の中でも非常に難しい環境になってると私は思います。そういうところでこういう不登校の占める割合がこんなにふえていくっていう状況はどのように分析されていますか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 現在社会環境、またさまざまな要因の中で学校に行けない子がふえているのは、これは事実でございます。お子さんの進路あるいは生活環境の選択肢が今現在社会全体で広がってきておりますので、無理に学校に行かなくてもよいというような背景もございます。選択肢が大変広がってきている状況の中で、そういった部分の保護者の認識も広がっていると、そんなふうに考えてございます。

以上です。

○**1番（関田 貢君）** ぜひこういう不登校の問題については、地域社会で、この学校だけの問題じゃなくて、教育委員会も、あるいは地域の皆さんにも協力を仰いで、こういう問題は少しでも減らしていくという努力をぜひしていただきたいと要望しておきます。

次に、こういう不登校の問題で、先ほど教育長の答弁にもありましたけれど、次の問題が民間のフリースクールの支援を求めるということで、こういう民間のフリースクールの協力を求めてそういう対策をやった件数などはどのようになっているんですか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** フリースクール等民間施設の支援を受けた児童・生徒数でございますが、平成30年度では3人の生徒ですね、支援を受けている状況でございます。

以上でございます。

○**1番（関田 貢君）** ありがとうございます。ぜひ民間フリースクールの支援をと国が国策で示していますから、ぜひこういう民間の力をかりてこういう不登校対策を実施していただきたいと要望して、この項は終わります。

最後に、平成29年度には小学校の全児童が4,488人となり、学校全体で12クラスが、学校3校もふえたというところで、小学校の統廃合について再度お伺いします。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 学校の統廃合についてでございますけれども、過去、平成15年度とそれから平成24年度の2回にわたりまして、学校の適正規模、適正配置等のあり方について、審議会などを設置しまして検討結果をいただいているところでございます。

その後、市全体的な考え方といたしまして、平成29年2月に公共施設等総合管理計画を策定してございます。その中では、今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設の総量などを見直すという計画があります。その中でも学校はもちろん含まれておりまして、この考え方が一つの方向性となっていると思っております。実際、学校、老朽化が進んでいることも事実でございます。そのような中で、児童・生徒にとって望

ましい教育環境としなくてはいけないということで、ただいま市民の方による外部委員の方から御意見をいただいてまとめているところでございます。

以上でございます。

○1番（関田 貢君） ぜひ、今部長の発表したように、市民の話をよく聞きながら、統廃合の実施に向けて努力する。1校当たりが15億円もかかる学校の運営費ですから、そういう経済事情を踏まえて見ても、緊急の課題として学校の統合、小中学校あるいは小学校だけの統廃合をぜひ進めていただきたく要望して、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中 野 志乃夫 君

○議長（中間建二君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、災害対策についてということであります。

ことしになって市内で多発している火災について、市はどのように受けとめているのか。また、課題はどのようなところにあると認識しているのかという点についてまずお聞きいたします。

②として、確実に来ると言われている大地震に対する対策は、どこまで現状進んでいるのか、その点についても伺いいたします。

続いて、③として、都営向原団地の南側の創出用地に関しては、防災を目的とした原っぱ公園、そうしたものにすべき、そう考えておりますけれども、市側の見解はどうでしょうか。

2として、深刻なヘルパー不足への対策について。

①として、介護保険及び障害福祉分野において、在宅での各種業務依頼は大変数多くあるんですが、深刻なヘルパー不足で各事業所が仕事の対応ができない状態が続いております。ヘルパー不足への対策を市としてどのように考えているのかについて伺いいたします。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ことし市内で発生した火災についてであります。平成30年は年間焼損床面積ゼロ平方メートルを達成し、市民の皆様の防火意識の高まりと消防署、消防団による警戒活動や予防啓発活動の成果であると認識していた矢先のことであり、大変残念に感じております。

市民の防火意識をより高めることが課題であり、今後も消防署、消防団と連携し、夜間警戒活動や防火広報の強化などに努めてまいります。

次に、大地震への対策についてであります。防災拠点となる市役所本庁舎及び避難所となる小中学校など公共施設の耐震化が終了し、備蓄食料につきましても、被害想定に基づく3日分の食料を確保いたしました。また、マンホールトイレの設置や授乳室等テントの配備など、避難所運営に要する資機材の整備を順次進めており、平成31年度は中学校5校に災害特設公衆電話の設置を予定しております。

そのほか、各種災害協定の締結、総合防災訓練等の訓練を通して大震災に対する対策を進めてまいります。

次に、都営向原団地の南側の創出用地についてであります。東京都住宅マスタープランにおきましては、都営向原団地の創出用地は商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成を推進するとしておりますが、これに加え、市としましては、駅に近い立地を踏まえた有効活用についても検討が必要であると考えております。

次に、介護、障害福祉分野におけるヘルパーの不足への対策についてであります。ヘルパーを含めた介護人材の不足につきましては、全国的な問題として、国や東京都において人材養成の確保のための各種の取り組みを行っております。

令和元年10月には、消費税を財源とした介護報酬改定が実施される予定であります。これによりヘルパーを初めとした職員の処遇改善が進み、人材確保の一助になるものと考えております。

また、市では介護分野における認定ヘルパー養成講座を引き続き実施するほか、障害福祉分野においては、新たに移動支援のヘルパーの養成研修を開始するなど、人材確保に寄与する施策を確実に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ことしになって火災が多発しているということに関して、これに関して結構、とりわけ南街2丁目での火災は、失火元から周辺の3階建ての鉄筋コンクリートで家自身も全部全焼するような大きな火災になりました。

こういったことに関して、いろいろもらい火した、そんなところもあるんですけど、こういったことに関しての相談というか、何かこうしたときどうしたらいいんでしょうかみたいな話というのは市のほうには来てるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ことしの3月17日に発生した火災の関係でございますけれども、そのときはその火元が全焼したほか、近隣建物につきましては、半焼が2棟、部分焼が1棟、ぼや3棟で焼損面積は285平方メートルに及ぶ大きな住宅火災となりました。

何人か近隣の方々から御相談を受けております。基本的に罹災証明の関係とか、それから住む場所についてのお話があって、都営住宅に入れないとか、そういうお話もありましたが、ちょっと基本的に都営住宅については難しいという話で残念ながらお答えをさせていただいたというところでございます。相談についてはそのぐらいでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そういう、ある面、今後大震災等が起きたときにも似たような、緊急避難でどっかという話は出てくるんじゃないかと思うんですけども、都営住宅はちょっとうまくすぐ調整できなかったとし

ても、何らかの市の関係の施設とか、何かで対応できることはなかったのかなという気もしますが、あと、この辺は、ちょっと話では聞いているのは、結局もらい火したほうは、結局全部自分でやらなくちゃいけないみたいな話も聞いてます。

先ほどちょっと、ほかが半焼って言ってますけど、3階建ての鉄筋コンクリートなんか中まで全部丸焼けになってますけど、あれもでも半焼扱いになっちゃう状況なんですか。その点ちょっと確認させてください。

○総務部参事（東 栄一君） その相談の中で、市の施設の話がちょっとそのときはなかったんですが、その前に3月1日の南街3丁目の失火につきましてはそういうお話もありました。公民館ですとか、あと市役所の休憩室のようなどころもあることはお話を差し上げましたが、ただ生活をする場ではないのでっていう話を差し上げたところ、御自分で探して転居されたということでございました。

それから、3階建ての住居につきましては半焼という評価を消防署はされておりました。

あとよろしいでしょうか。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） あれだけ外から見ていると中まで全部丸こげになってても、あれで半焼だったらまたいろいろ後の始末も大変なのかと思うんですけども、これに関してはやっぱり制度上、やはり何かの補償があるとか、つまり火事を受けたほうが結局全部自己負担しなくちゃいけない形になるんですか、こういう場合は。

○総務部参事（東 栄一君） 民法上の規定で、過失があった場合については補償するって規定がありますけれども、明治の終わりごろに失火法という法律ができておまして、自分が被災しちゃってるっていうことで、他人の分までそれを補償するのは難しいという判断からそういう法律ができて、それは免除されてるというふうになっておりますので、基本的には御自分が原因じゃなくても、自分で火災保険等に入って対応していただくという制度になってございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと私も今回のこの火災の話聞いて、結構近隣の方からも、やっぱりもらい火の場合、全部自分であと負担しなくちゃいけないからっていうことを聞いてちょっと私も驚きました。ただ実際、民法上そういう形になってるっていうことで、大半の方はそういうことを想定してない。だからこそ、じゃ変な話、保険に入っておかないと全部自分が後で負担しなくちゃいけないという大変な目に遭うということは、ちょっと意外とやっぱり、私も知りませんでしたし、市民の方もそういったところまでは知らなかったと思うんですね。

ですから、そういったことはどっかでやっぱりPRっていうかな、そうしないといろいろ大変なことになるとか、どっかでそういうことはやっぱり市のほうも広報しておいたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思います。ちょっとどういう形にするかはちょっとお任せしますが、いずれにしても、ちょっと今回の火災の話で、私も近隣の方から言われているのは、本当にあんなときに、その後どうしたらいいのかとか、そういったことは結構いろいろ話を伺いました。

そのために、先ほどちょっと、その前の火災のときはそういった公民館とか云々という話もあったようですが、やはりあれだけの火災で急遽居場所をどっか緊急で持たなくちゃいけないときの対応もぜひ市のほうは検討していただきたいなと思います。それはぜひ、ちょっと要望しておきます。

次に、大震災に関しての対応ですけども、基本的には本庁舎、あと公共施設に関しては耐震が終わったとい

うことであります。

先ほどの話ですと、あと中学校には災害時の電話の対応できるようなものをつくるっていう話ですけども、基本的にはそれぐらいでもう対応ができたという認識なんですか、市のほうの対応としては。

○総務部参事（東 栄一君） 今後、今中学校を今年度予定しておりますけれども、来年度以降にできれば小学校にも進めていきたいと思っておりますし、他の公共施設についてもできれば進めていきたいというふうに考えてございます。

また、今の基準が、前もちょっと別な一般質問の中でお話がありましたけれども、スフィア基準といまして、難民キャンプよりも実際に避難所生活のほうが条件が悪いようなお話がある中で、これも整備も場合によっては進めていかなきゃいけないという状況になるかもしれません。今東京都が地域防災計画の修正を進めておりまして、その中にはスフィア基準のことは載せておりませんので、今回の改善についても、当市の改善ではそのことは触れませんけれども、今後そういうことも出てきますので、整備についてはまだまだあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっとこれは次の問題とも絡むんですけども、非常時の電源の確保といいますが、この間、北海道であったブラックアウトのような現象が、震災とは関係なくああいうことも起こるわけですけども、やはり震災の際、ちょうど東日本大震災の後に東大和も停電に見舞われたり、一部信号も消えたりとか大騒ぎになりました。あのときに、やはり非常用電源といいますが、それがやはり痛切に必要なということを実感しましたが、実際私としては、例えば太陽光を使ったそういった非常用電源の確保とか、そういったものはぜひ震災対策の一環としてやるべきではないかと思うんですけども、そういった点ではどう考えてるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所等が停電になった場合につきまして、現在のところですけども、最低限の照明を確保するというので、発電機とか投光器、そういったものを配備をしているところでございます。あくまでも最低限ということで、十分とは認識してございません。避難所におきまして停電の長期化も今後想定はされますので、今お話があったような太陽光発電など自然エネルギーを用いた電力供給につきましては、防災・減災の観点からは有効な手段の一つだというふうには考えておりますので、今後研究はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ぜひ研究はして、具体化できるような形でお願いしたいと思ってます。少なくとも実際に幾つかの地域では、東日本大震災の教訓から、太陽光パネルを使った非常用電源確保ということで、普通の誰でもそこに行ってコンセントをやれば電気が供給できるようなことをあちこちにつくって、いざというときに備えをしています。うちみたいな市でもやれないことではないはずなんですよね。そんなに大きな規模のものじゃなくてもできるわけですから、そういったことも含めて、震災に強いまちという観点も含めてぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、そういったことを踏まえて、都営向原団地の南側創出用地に関しての問題ですけども、私はこの間一貫して、北側の敷地に関しては特別支援学校、それはちょうど私はもうぜひ歓迎して、本当によく来ていただきましたというぐらいね、やはりいろいろ調整すべきだと思ってましたし、南側は逆に住宅建設云々ということではなくて、やはり防災に備えた原っぱにすべきではないかと、そのように考えておりますし、そういった

ことに関して結構多くの皆さんから同感だと、ぜひそうしてほしいという声はいただきました。

つまり、都営住宅も高層化されたとはいえ多くの人が住んで、周辺も住宅だらけの中で、ああいう貴重な空き地っていうのが本当にもう今なくなりつつありますから、例えば何かのときにそういったことができる、防災上も当然できますけども、それ以外でもふだん原っぱみたいな形にしとけばちょっとした何かのイベントもそこで開催できるとか、いろんな活用の仕方ができると思うんですね。

あくまでも東京都の土地ですから、そういったことに関して市としてぜひそういったことも含めて検討して東京都と話し合いをしていただきたいと思うんですけども、その点はどうなのでしょう。

○企画財政部長（田代雄己君） 向原都営の南側の創出用地につきましてはまだ具体的な協議をしていないというような状況でございますので、今後住宅マスタープランということで東京都のほうで、先ほど市長からも御答弁ありましたけども、生活中心地の機能を形成するというような東京都の計画があるようですので、そういうことも鑑みながら協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 一応、今回いろいろ一般質問に関してのいろいろ資料要求の中の文書が出てきて、そこでちょっと目を通してますけども、東京都自身はまず、殊、住民にとっていいですか、商工会とのやりとりの中で住宅プロジェクトのようなものはもう考えてないということ、それでまた今出ましたように、高齢化に対して、福祉クリニックじゃない医療施設とか、小さな商業施設などみたいなことをっていうことを都市整備局のほうに言ってるっていうことが出てました。

このことに関して、まず、この間うちの東大和市は一貫してあそこに住宅建設ということを訴えてましたけども、それはもう撤回したということで認識してよろしいのでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在地区計画上は住宅しか建たないような用地になってるという現状でございます。

今後の協議につきましては、まだ南側の関係ですけれども、これからですので、こちらはその協議の上で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、まだそういう考えを捨ててないといえますか、それを撤回してないということなのでしょうか。

私も見てておもしろい、興味深かったのは、商工会向けの説明会というところで、例えば住宅政策の中で、ユーカリが丘のような循環型の住宅などはどうなのかっていう発言があって、それに関しては、建て替え用地として使っていく予定であるとか、ユーカリが丘のような長期にわたる取り組みは難しいと考えているという答えが返ってきています。

実は私も、住宅建設っていう中で、ユーカリが丘のようなまさにスマートシティといいますか、もう太陽光を中心にした循環型のエネルギーでいろんなことを賄っていく、またいろいろ世代も、一極に全部同年代の人たちが集中するんじゃなくて、徐々に世代的に若い世代が入って、徐々にそういう形にして、まさにまちそのものがずっと機能できるような徹底した管理を行ったまちづくりということだったら私も大賛成です。

ただ、そういうことじゃなくて、あそこはあくまでも定借で考えているという前提があったもんですから、そういった話も東京都自身がそれはないと言ってるわけですから、まずこの場所に関しては、東京都自身がもうそう明言してるんですから、当然まずそういう話はもうなくなった上でいいですか、考えるべきだと

思うし、その上で、次の段階でステップをどうするかっていうことの話し合いを進めるべきなんだろうと思うんですけども、そのことは、その意味では、北側の土地は特別支援学校として正式にもう受け入れると、そういったことも踏まえてそういった論議はしたんでしょうか。まだこれからなんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 創出用地の南側につきましては、繰り返しになりますが、これから協議するというごさいまして、地域の活性化という観点からさまざまな可能性があると思っております。

東大和市としましても、やはり市にとってのメリットだったり、地域にとってのメリットがあるという選択を考えてやはり調整をしていく必要があると思っておりますので、そこにつきましてはまだこれからということで考えております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと言われてます。まずは、北側については学校を建てるということは了解すること、南側につきましては、今は住宅だけということになってますけど、もっと広い範囲でいろんなものができるような、そんな形にしていければと、そんなふう考えているところです。

そういう形でこれから東京都と協議をする、その具体的な内容についてはまだ先になるとは思いますが、幅広い考え方を対して対応していければと、そんなふう思ってます。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

市長のほうからそういう話ですから、少なくとも北側は特別支援学校で市のほうも正式にそういう確認したというふうに受けとめますけども、じゃ南側はこれからっていうことですけども、ちょっと、これからとはいえ、具体的な話が進むわけですけども、例えばこのやりとりの中見てると、結局貯水槽に関しては市の負担でっていう話になってますよね。設置するのは認めるけども、負担は市のほうだということもなってます。

単純に、この中でも意見出ましたけど、実際に駅周辺で溢水することから考えれば、南側のほうに本当はそういったものをつくったほうがより効果的だし、費用も安くなるんじゃないかという意見を周辺の商店の方からも私も伺ってます、そういったことのほうがいいんじゃないのっていうね。つまり周りの商店の皆さん、住民の方もそういう貯水槽のほうは歓迎してるし、ぜひ進めてほしいけども、この中でちょっと私も気になったのは費用の負担のことがこうなってることに関しては、今市としてはどのような考えを持って東京都と交渉するつもりなんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 過日、情報提供させていただきました都立特別支援学校建設に係る仮要望事項に係る回答ということで、その中にも、東京都さんのほうでは、地下の空間だけ提供しますが、それ以外は市で全部持つと言われております。地下の空間だけ用意していただいても、その防水機能だったり、そこをつなぐ例えばポンプだったりとか、さまざま、まだまだ想定できると思っております。そういうことを考えたときに大分経費もかかるんじゃないかなと思っております、そこが正直、これから市としても財政が厳しい状況ですので、もうちょっと確認が必要かなというふう思ってるところであります。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 確認も必要なんですけど、少なくとも東京都がそう言ってるわけですから、市として実際どうなんだったっていうことで、どのぐらいの費用とか含めて交渉しないと先へ進まないといえますか、あと市が勝手にやってくれで終わっちゃうと、逆に言うと市がどうするかっていう話になりますから、やはり私は今回そういう提案したものは私は正しかったと思うし、そういったお願いを、少なくとも地下の空間を北側に関しては使わせてくれるってだけでもいいんですけども、ただやっぱりあわせて南側の使い方も含めてや

はりいろいろ交渉して、市にとってプラスになるようなことはやるべきではないかと思えますし、そのことが今すぐ問われるんじゃないかなと思ってます。

結局、清原の都営住宅の跡地もそうですけども、結局最終的にこうっていう形のまだはっきり決まった段階ではないわけですね。大体こんなものをつくりますぐらいのところで終わってて、その煮詰めたプランというのがまだできてないようにも思うんですけども、その辺はどうなんですか。清原のほうはもう具体的にここまでプランができててそういう話が進んでるのか、それともやっぱりまだ最終的にはこれから調整するっていうことの段階なんでしょうか。

○議長（中間建二君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

---

午後 1時51分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） 今のことはちょっと、多少範囲を超えてるという御意見もあるようなので、ちょっと今それは撤回します。

少なくとも、向原都営に関して、つまり東京都との対応の仕方の問題です。東京都との話として、これは清原も含めてになりますけども、東京都の対応について、それは一応うちの担当としては統一した担当者が行って具体的な両方の話を進めてるのか、それともこれは清原と向原は別々に話を進めてるのか、まずその点お聞きします。

○都市計画課長（神山 尚君） 都営住宅の創出用地につきましては、東京都が基本的には民活によりましてその生活中心地の機能を誘導していくということになっております。

現在では、まだ向原のほうは全く何の協議もしておりません。東京街道のほうにつきましても協議は進んでおりませんが、あちらにつきましてはもう都市計画が変わっておりまして、生活支援機能を誘導できるような、そういう都市計画に既になっておりますので、東京都側におきましてさまざまな調査をやっている段階ではないかというふうに思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今聞いた内容……それはそれでいいんですけども、基本的にはそうすると、向こうのほうの清原とこっちの向原の違いは、都市計画上のうちのほうの計画を変えてあるかどうか、つまりその違いだということですね。つまり向こうはもう変えてあるから、東京都がいろんな形で進めやすいっていうか話もしやすいけど、結局こちらのほうは、確かに過去の経過で東京都にお願いされて都市計画を変えたけども、東京都がその後何も言わないときに変更してしまったから、計画上はそのまま残ってしまってるからそこを解消しなくちゃいけないという、前段としてはそこから入る、つまり交渉はしなくちゃいけないという認識ということで捉えてよろしいですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原につきましては、議員さんおっしゃいましたように都市計画はまだ変わっておりませんで、学校の提案もされておりますので、それを含めて南北の協議をすると。南のほうはこれからになるかとは思いますが、していくというようなことになるんじゃないかと思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。いずれにしても、じゃまず手続といたしますか、段階としてはそこか

ら、都市計画決定を変えていくことから始めるということなんですよ。わかりました。

ぜひその中で、市民の、本当に地域の皆さんからすると、とりわけ私は向原都営の皆さんから多く、ぜひ原っぱ公園にしてほしい、防災目的の場所にしてほしいという声も伺ってますので、ぜひ住民の声をくみ上げる形で交渉していただきたいと思います。

次に、ヘルパーの問題に関して伺います。

これに関しては、既に介護に関しては、要支援者に関して東大和、各自治体ごとに独自のといいますか、ヘルパーを養成する必要がある、そういうふうになってるし、障害のほうでも、今回各事業者さんにも話が来ましたが、移動支援に関して市独自のヘルパーも養成していきたいということをお伺いしたところです。

これに関しては、より具体的にどういうことを市として今後行っていく予定なのか、その辺わかる範囲で教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） 高齢者の介護分野のほうについてでございますが、認定ヘルパー研修につきましては29年度から行っておりますが、今年度につきましても引き続き実施する予定でございます。定員は20人で2回実施の予定としております。

参加者の募集は、市報、ホームページのほか、ポスターの掲示なんかを行っております。今後も、今までもそうだったんですが、子育て中の方にも参加しやすいように、研修受講者のうち希望者の方には研修時間中の未就園児の保育も行っております。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害分野における移動支援事業の従事者養成研修についてでございますが、移動支援事業につきましては、市が実施主体となつて行う地域生活支援事業に当たっておりまして、その中で事業所連絡会等でヘルパー不足ということが課題になっているということがありまして、今回特に利用者の多い知的障害者の移動支援事業の従事者研修ということで実施を予定しております。

こちらは、東京都の障害者移動支援従事者養成研修事業の実施要綱というものがございますが、そちらに準拠して行うということで、研修の時間としては19時間、そして研修内容としては移動支援に関する制度ですとか知識、それから実技というものでございます。対象者として、原則として市内在住・在勤・在学で東大和市内の事業所で移動支援の業務に携わる意思のある方ということで予定しております。定員20名程度で、今年度に関しましては秋と冬に2回予定をしております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 今各事業所とも、訪問事業所、障害も含めて、介護も含めての事業所で本当にどこの事業所もヘルパー不足で困っている、いろいろな依頼は殺到してるんですけども対応できないっていう、まさに制度があつて、いろいろあるんですけども、肝心のその対象の方たちがその制度を使いたくても、実際に各事業所もやりたくても、ヘルパーがいなくてやれないような深刻な状況がずっと続いています。

その意味で、私も考えてたのは、やはり今一般的に初任者研修という制度が変わつて、前の2級ヘルパーが初任者研修という名称に変わりましたが、一般の企業で取ろうするとやっぱり10万前後かかってしまうし、やっぱりお金もかかる。なかなかちょっと皆さん二の足を踏んでる状況があります。

そんな中で、あと実際にたとえそれを取ったとしても、皆さんの家庭に、お宅に行つてヘルパーするというのは結構ヘルパーとしてもなかなか度胸が要るといいますか、ちょっとちゅうちゅうしてしまうことが多くて、どうしてもなかなか訪問のヘルパーというのがなかなか育たない現状があります。

そんな中で、本当に簡単な業務からといたら失礼かもしれないんだけど、そういった意味では、移動支援とか、ある面障害者の移動支援なんか、本人たちが地域参加ということで始まった制度ですから、どっか、それこそ遊園地へ遊びに行きたい、映画に行きたいっていうときに一緒についてあげられるっていうことで、ヘルパーさんとしても最初のきっかけとしては非常にいい仕事だと、各事業所もそう認識しております。

ですからその養成に関して、初任者研修を受けてなくても市独自の研修でやれると大変私はいいいことだと思っております。その最初のきっかけをつかめれば、本当にこの仕事が自分に合ってると思えば、より多くの仕事もしていただけることはわかってますから、私はそこも大変歓迎したいんですけども、1点だけちょっと気になっているのは、知的障害者を対象にっていう言い方は、これはあれですか、例えば移動支援使ってる精神とか、身体とか、そういった人たちの場合はちょっと除くという判断になるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の研修において資格を取られた方がサービスを提供できる方ということにつきましても市の基準で定めておりまして、今回の研修に関しましては、身体障害の成人の方に対しての提供はできないということになっております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） そうすると、身体のほうはやはり技能的にとか、いろんなことで初任者研修を受けてほしいということになるのか、それとあわせて、ただ知的障害の場合、この範疇ですね、いろいろ医学用語からいろんな範疇でいろいろ表現が変わっちゃうんですけども、この知的障害の中には精神の人たちも含まれるのか、発達障害の人たちも入るのか、その辺の基準はどう考えてるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の研修で資格を得た方が提供できる範囲という部分では、知的障害以外に精神障害の方あるいは児童の方への提供が可能というふうに捉えております。

また、身体障害者につきましては、またこれ個別の研修ですが、重度訪問介護の従事者研修という研修がございまして、そちらのほうの研修を受けた方については提供が可能ということの規定にしております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。じゃ重度に関してはその重度障害の人たちの研修を受けてれば一応それは認める、移動支援認めるということですよ。わかりました。

ぜひ私としては、本当に福祉、介護、障害含めて、各事業者が一番今本当に異口同音で悩んでるのがこのヘルパー不足ですし、そのことは本当に今後もぜひ力を入れてほしいと思うんですけども、プラスして言えば、子育て中のお母さんたちとしても確かにそれはありがたいし、若い人にやってほしいんですけど、やはり私は今もう60代、70代も含めて元気なお年寄りにぜひしてほしいなと思っております。

実際、各事業所、私もやってるところも含めてですけど、本当にもう70代で働いています。ちゃんと仕事ができますし、元気な方は本当にそういうことで一生懸命やられています。ですから、本当に市内のそういったフィットネスクラブじゃないですけども、そういったところ行くと、もう高齢者であふれてるわけですよ。一生懸命皆さん、60代、70代の方がもうトレーニングマシンで一生懸命鍛えてるわけですから、それ見ると、この人たちは十分働けるっていうふうに私は思ってますし、そういった人たちがちょこっと仕事して、お小遣い程度かもしれませんが、少しお金がもらえるっていうことがわかれば私はもっと広がるだろうと思ってますから、そういった人たちをやはりターゲットにして呼びかけていただきたい、そう思っております。

一応そういうことを訴えて、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。4月の市議会議員選挙におきまして多くの市民の皆様にご支援を賜り、3期目の当選をさせていただきました。期を重ねるごとに責任の重さを感じています。今まで以上に東大和市民のため精いっぱい働いてまいります。

また、公明党議員として、大衆とともにどの精神を深く胸に刻み、たゆまぬ自己研さんを忘れることなく、会派としてもさらに一致団結して東大和市発展のため全力を尽くしてまいります。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

1番として、新堀地域の道路整備について伺います。

市議会議員となり早くも8年がたちました。その間、市民の方から多くの御意見、御要望を伺い、その多くは担当部に御相談をさせていただき対応をしていただいております。献身的な対応にいつも感謝しております。本当にありがとうございます。

しかしながら、問題の解決ができないまま、月日だけがたってしまうこともあります。

その一つが新堀地域の道路整備です。

地域を歩く中、8年前からいただいている道路の経年劣化による問題はいまだに解決できていません。その理由は、市道と私道が複雑に混在していることにあります。今のままでは歳月がたっても整備が進まないまま、状況は悪化するばかりだと思われまます。

そこで、この問題の解決のためにはどうすればいいのか、何ができるのかをともに考えていただきたく質問いたします。

①新堀地域の道路整備が行われてきた歴史と背景についてお聞かせください。

②現在の新堀地域の道路状況について、市の認識をお聞かせください。また、市民からの要望や意見についても伺います。

③市道と私道が複雑に混在する中で、今後の道路整備の課題をどのように考えているのか。また、よりよい道路整備を行うため、市としてどのようなことができるのかお聞かせください。

④他自治体の狭隘道路整備事業などを参考に、道路整備のための相談窓口を設置できるか伺います。

次に、2番として、子供たちを守る安全対策について伺います。

5月に入り、子供たちの命を奪う痛ましい事故や事件が次々と報道され、心が張り裂けそうに感じている方も多いのではないかと思います。くしくもことしは子どもの権利条約に日本が批准してから25年の節目に当たります。条約にうたわれるまでもなく、生きる権利を有した幼い命が大人の不注意や大人の都合でかけがえのない大切な命を奪われていいはずがありません。

いま一度、子供たちが安全で安心に暮らせるよう身近な地域また学校を初めとする子供たちとかかわる関係機関、さらに各御家庭も含め、社会全体で改めて細心の注意を払い、子供たちを悲しい事故や事件から守る体制をつくっていかねばならないと考えます。

そこで、①現在子供たちを守る安全対策として、市ではどのようなことを行っているのかお聞きします。

5月8日、滋賀県大津市の県道交差点で散歩中の保育園児らが自動車衝突事故に巻き込まれ、死傷者が出る

痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受け、会派として尾崎市長に保育園児や幼稚園児を守る交通安全対策の強化を求める要望書を提出させていただきました。

そこで、②として、保育園で行っているお散歩のときの安全対策がどのようになっているのかお聞かせください。

東大和市では、これまでも子供たちの安全対策のためにさまざまな取り組みを行っていただいていることは承知しておりますが、改めて、③として、今後の安全対策強化についてどのようにお考えか聞かせください。

続いて3番、リサイクルを通した環境教育の取り組みについて伺います。

①として、環境省が提案する小型家電リサイクル学習の授業パッケージについて伺います。

小型家電リサイクル法が施行されたのは平成25年4月、私はその年の平成25年第3回の定例会一般質問で小型家電リサイクルのための収集について質問させていただきました。その後、本市では、小型家電の収集を市役所庁舎を初め市内各所の公民館や市民センターで行っていただいております。

都市鉱山という言葉があるように、小型家電の中には希少金属が含まれており、明年の東京オリンピック・パラリンピックのメダルも小型家電からつくられるということで話題となっています。

小学校4年生の社会科の学習指導要領には廃棄物処理についての単元があり、小型家電リサイクルについて授業パッケージが環境省から提供されています。

そこで、アとして、これまでこの授業パッケージを取り組んだこと、また検討したことがあるか伺います。

イとして、この教材に取り組む効果をどのように考えるか伺います。

ウとして、この授業が行われることで本市の小型家電リサイクル事業に与える影響をどのように考えるかお聞きいたします。

資源のリサイクルについては、希少金属だけではありません。今世界的に問題となっている海洋プラスチックごみについても私たちを取り巻く大きな課題であります。

東大和市においては、数年間にわたりプラスチックごみの処理方法についてさまざまな議論が行われてきました。そして、結果的にこの春、新たな資源物中間処理施設が稼働となりました。また、加えて6月より産官民連携で新たなペットボトルのリサイクル事業がスタートいたしました。このようなより身近な資源物処理を学ぶことは大変に意義があることだと思います。

そこで、②として、市内に建設された資源物中間処理施設「エコプラザ スリーハーモニー」での取り組みや、官民連携で行われるペットボトル回収再生事業を通して東大和市独自の環境教育に取り組む考えがあるかお聞きします。

次に、4番、買い物リハビリについて伺います。

これまで私は、高齢者の方が抱える日常的な問題について何度も議会で取り上げてまいりました。中でも、高齢者の方が抱える買い物弱者の問題について、平成26年第2回の定例会一般質問で取り上げました。また、介護予防の視点から、介護予防ボランティア制度や介護予防体操など少しでも元気で長生きできるよう、さまざまな提案をしてまいりました。

そして今回は、①として、介護予防やリハビリを買い物と同時に買う買い物リハビリについて、先進事例である島根県松江市や愛知県長久手市を参考に本市でも取り組むべきと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては議席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

す。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、新堀地域の道路整備についてであります。新堀地域は、主に昭和30年代に実施されました大規模な宅地造成事業を初め、高度経済成長期における住宅建設や、市において昭和50年代に実施しました東大和東部土地区画整理事業によりまして道路が整備されてきたものと認識しております。

次に、現在の道路状況と市民からの要望等についてであります。市が管理しております市道路線及び認定外道路の大部分が道路幅員4メートル以上の道路で排水施設と舗装が整備されておりますが、経年劣化が見受けられると認識しております。

市民の方からの要望等ではありますが、幅員の狭い路線についての車両通行に関することや、通行上支障となっている道路上の電柱に関する事などがあります。

次に、今後の道路整備の課題と市としての対応についてであります。今後の道路整備につきましては、市道路線は優先順位を設定し、計画的な補修を行っていくことが必要であると考えております。私道につきましては、道路整備や市への移管の条件など地権者の方々に御理解をいただくことが必要であり、私道についての相談があったときには丁寧に説明してまいります。

次に、道路整備のための相談窓口についてであります。道路整備に関する事につきましては道路管理の担当課が窓口となって対応しております。

次に、子供たちを守る安全対策についてであります。先般川崎市で発生した刺傷事件につきましては大変痛ましい事件であり、幼い子供たちが被害に遭ったことに強い憤りを覚えるものであります。

市では、安全安心情報サービスによる不審者出没情報の提供、小中学校及び学童保育所を中心に市内全域にわたる青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施しております。また、教育委員会においても、小学校通学路に防犯カメラ50台を設置したほか、さまざまな取り組みを実施しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、保育園の散歩時における安全対策についてであります。保育園におきましては、事故の発生を未然に防止するため、保育所保育指針に従い事故防止のためのマニュアルを作成し、施設長のリーダーシップのもと組織的に取り組んでおります。

散歩時の安全対策につきましては、歩道の有無や交通量の状況、その他危険箇所の確認を行い、職員間で情報共有を図るとともに、複数名の保育士が対応するなど安全に十分に配慮し実施しているところであります。

次に、今後の安全対策の強化についてであります。青色回転灯パトロールカーの運行につきましては、路地のパトロールを加え、よりきめ細かな巡回に努めております。また、防犯対策の一環として、これまで各課に防犯腕章を配付し、出退勤や外出時に着用することで地域の防犯力向上に取り組んでまいりました。ここで全正規職員を対象を拡大し、防犯対策を強化しております。

小中学校におけます詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、環境省が提案する小型家電リサイクル学習の授業支援パッケージについてであります。持続可能な社会を実現していくためには、小学校段階からリサイクルの重要性を伝えていくことは重要であります。この教材は児童でも比較的関心を持ちやすく、当市のリサイクル事業にもつながる可能性があるものと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市独自の環境教育についてであります。市の資源物中間処理施設やリサイクル事業等について子供が知り考えることは、持続可能な社会を実現するために意義あるものと認識しております。地域の特徴を生かした環境教育の取り組みにつきましては今後検討してまいります。

詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、買い物リハビリテーションについてであります。高齢者の介護予防と買い物支援を組み合わせた買い物リハビリテーション事業につきましては、スーパーマーケット等において送迎つきで実施する介護予防事業であります。島根県松江市では平成25年度から平成28年度まで、また愛知県長久手市では平成30年7月から民間事業者に委託し実施しているとのことであります。

今後ますます進展が見込まれる高齢社会におきましては、市民の方々の介護予防及び健康寿命の延伸のため、さまざまな形での取り組みが必要であると認識しておりますことから、引き続き情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、教育委員会における児童・生徒の安全対策についてであります。現在学校の登下校にはスクールガードや保護者の方々を初めとするボランティアによる見守り活動を実施しております。加えて、防犯カメラを小学校の通学路に合計50カ所、小中学校の校門に合計57カ所設置しており、犯罪の抑止効果の面で一定の効果があるものと考えております。

また、通学路につきましては、毎年1回、夏季休業期間中に学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会の5者が連携し合同点検を実施しております。

このほか、平成30年度の2学期からICカードを活用したスクールメールシステムが市内の全小学校及び学童保育所に導入され、運用を開始しております。

次に、今後の安全対策の強化についてであります。通学中の児童・生徒が交通事故や犯罪被害に遭う事案が依然として発生しております。

国においては、児童・生徒の安全確保について、教育委員会、学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局などの関係機関と連携し、児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備が重要であるとしております。

このことから、教育委員会におきましても、例年実施しております通学路の合同点検におきまして、従来の交通安全の観点に加え、防犯対策の観点も重視した内容で実施してまいります。あわせて、地域で見守りを行うスクールガードの高齢化等に配慮し、さまざまな機会を捉えて活動の紹介や担い手の募集に努めてまいります。

次に、環境省が提案する小型家電リサイクル学習の授業支援パッケージについてであります。市内においては、各学校がそれぞれの実態に応じて環境教育に取り組んでおりますが、現在この教材を使用したことのある小学校はございません。

この教材は、小型家電の回収の仕方やリサイクルの仕組みを調べることを通してリサイクルの大切さに気づくことができる内容であります。本授業の実践を通して、自分たちでリサイクルに取り組む実践的態度を養うとともに当市の小型家電リサイクル事業にもつながる可能性があるものと考えております。

次に、東大和市独自の環境教育についてであります。市内にある資源物中間処理施設や市が官民連携で行っているペットボトル回収再生事業など、地域教材として活用することによりごみの処理等の課題を児童・生徒が身近に捉えることができるものと考えております。また、持続可能な社会の実現とともに、地域社会の一員としての自覚の育成にも効果が期待できるものと考えております。

今後は各学校の実態を踏まえつつ関係部署との連携を図り、地域教材の活用について学校に働きかけるなど検討を進めてまいります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まずは新堀地域の道路整備についてということで、この御答弁でどのようにこの新堀の道路ができてきたのかということをお聞かせいただきました。まずこの昭和30年代に大規模な宅地造成事業がされたということですが、この30年代宅地整備事業とともに道路整備はどのように行われたのでしょうか。お聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず昭和20年代には、新堀地域のほぼ全域がまだ農地であったと思われまして。その後、昭和30年代になりまして、公社や民間による宅地造成事業等が実施され、道路、住宅が整備され、日本の高度経済成長期とともに住宅地として発展していったものと考えてございます。

主な例としてでございますが、昭和33年に新堀1丁目、2丁目の南側部分のかなり広い範囲において、旧日本電信電話公社の外郭団体になるかと思いますが、社団法人電気通信共済会、我々は電電共済会ということで申してございますが、その電電共済会が公社職員に譲渡するために大規模な宅地造成事業を行っているものでございます。

また、中規模な造成事業といたしまして、同じく昭和33年度と昭和35年度ごろに民間事業者により住宅が建設されておりまして、同時に道路整備もされているというような状況でございます。

また、ほかにも商店会周辺の建設や、現在のあけぼの学園周辺におきまして農林省が昭和43年ごろに道路築造を行っているなど、昭和30年代から40年代にかけて新堀地区が住宅地として形成されたと認識してございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） その住宅地が形成されるときに道路整備はどのような形で進んできたのか、おわかりになれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げましたように、公社や民間による宅地造成事業がございましたが、そのときに同時に道路も築造されまして、その後、市に移管されたところもございまして、市に移管されないで私道のものもあるというような状況でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） その後、最初の答弁ですと50年代にこの東部の土地区画整理事業が、この東部の土地区画整理事業というのは多分新堀3丁目の事業、新堀3丁目地域が区画整理されたのがこの50年代の整理だと考えていいのかわからないことをもう一点確認をさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和東部土地区画整理事業につきましては、昭和48年度から56年度にかけて事業が実施されておりまして、新堀3丁目地区の全域が事業区域となっております。主に道路幅員5メートル、

6メートルの道路が新たに整備されてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

一番最初に、今なぜこの市道と私道が混在してしまっているのかっていう理由をたぐるためには、どうやって道ができてきたのかっていうことをもう一度確認をさせていただきたくてこういう質問をさせていただいております。なので今新堀3丁目地域は区画整理がされていておおむね良好な道路状況になっているかと思われれます。それ以外の1・2丁目の土地の開発につきましては民間事業者の住宅整備とともに道路整備が付随してできてきたという中で、市がかかわらないで道ができてきた部分があるということが理解できたわけでございます。

その中で、私は市議会議員として地域の人たちからいろんな御要望や御意見を伺う中で、問題意識を持って、そこがどうしてこうなってるのかなっていう問題へのアプローチなものですから、もう一度その原因を今確認をさせていただきました。

そういう中で、この狭隘道路に対する問題意識としましては、過去に一般質問等もさせていただいたわけですが、その中で、御答弁の中に、平成16年度に地域計画の説明会を行ったというようなことがありましたので、この周辺をもう一度確認してみようと思ひまして調べてみたところ、平成16年7月1日発行のまちづくりニュースにこの新堀1丁目、2丁目の記載がございました。

この記載はこのように書かれておまして、「この地区は、比較的早い時期に複数の開発により、閑静な住宅地として整備されました。しかし、一体で整備された区画整理内の道路整備の状況と比較すると、狭い幅員と複雑な形状から、緊急車両の通行が困難な状態となっています。東京都が行った地震に関する地域危険度測定調査で、出火及び延焼の危険性を表した数値が高くなっています。そこで、防災性の向上と住環境の保全を図るため、地区にふさわしい整備手法を検討しながら、地区計画を提案していきたいと考えています。」という記述が平成16年のまちづくりニュースにございまして、また平成27年3月発行の都市マスタープランにもこの新堀1・2丁目地域の住環境についての考え方が書かれております。

この道路整備のことで地区整備のことは少し話が違うのかもしれませんが、この今の新堀地域の道路状況ができてきた背景と、それに対して市が途中考えてきたり、取り組んできたっていうことの背景をもう一度確認をさせていただきたくて引用させていただいたんですけれども、平成16年、この地域に対して市ではどういう考えを持ってこの地域懇談会などを開いていたのか、おわかりになればお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成16年に市域全体につきまして用途地域等の一斉見直しを行いました。その際に地区の課題に対しまして十分な取り組みができなかった新堀1丁目、2丁目地域などにつきまして、現状の課題の整理と地区計画制度のルールについて説明会を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

ということなので、この新堀1丁目、2丁目につきましては道路幅員の問題を含めて、道路整備をもう少し整えたほうが良いという考えは市の中にはあるのかなと思っておりまして、それは平成27年3月発行の都市マスタープランにも新堀1・2丁目地区の住環境については、建築の建て替え時における適切な指導及び誘導を行うことで基盤の整備を目指すというような表現がされていますので、もう一度そのところを市の考え方をお聞かせ願えればと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 新堀地域につきましては、道路の幅員が狭くて緊急車両の適切な活動等危惧されておるような、防災性にちょっと課題があるような地区だというふうに認識しております。

それで、まずそういった地域の課題を解決する手法の一つといたしまして地区計画というのがございまして、地区計画にはさまざまな建築物に関するメニューがございまして、建築物以外にも、道路関係でも、例えば個人の敷地の中で建物を道路からちょっと離して建ててもらって、道路の空間的なものを広げたり、空間の確保ですけど、あとは地区施設といたしまして地区内の道路を地区計画の中に位置づけるような、そういうメニューもございます。

ですので、そういったメニューを使って地域の防災性の向上に資するような取り組みっていうのをこの都市マスタープランの中では位置づけておりますが、それにはやはり地域の御協力、御理解が必要で、特にこの地域は比較的敷地が狭いお宅もございまして、そういったお宅にいろんな敷地の面で御協力いただくというような場面が出てきますので、そういったことも含めた中で目指していくというような、そういう記載になっております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

とはいえ、私が今受ける御相談というのはそういうことではなくて、ここが陥没してしまったんですけどもとか、ここの雨水の排水が悪いんですけどもっていう市民相談を受けて、担当の課長と御相談させていただく中で、いや、でもそこ市のものじゃないんだよねみたいな話がそもそものこの質問に至ったわけなんですけれども、一方で、2番目に行きますけれども、現状についての今御答弁でいただいたのは、市道路線また認定外道路等、全ては排水施設と舗装が整備されておりますっていう御答弁をいただいたんですね。

そもそも、その市民の皆様から陥没についての御相談があるっていう時点で、市民の皆様もそこが私道だっていう認識が余りない中で、当然市が管理している道だから相談してるんだと思ってるんですね。なので、一見公道に見えるところ、ここで言うところの認定外道路がこのような、今のような形でL字溝が入り、アスファルトが敷かれ配水管が整備されているのに、まだなぜ私道なのかっていうことがもう一つ私が疑問に思ってることなんですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ちょっと解釈が違うかと思うんですけど、認定外道路は市が管理する道路でございまして、例えば市の行きどまり道路であったりとか、部分的に幅員が足りないとか、そういうところがちょっと認定できないので認定外道路と言ってます。それはまた私道とは違っていて、市道と認定外は市の管理ですので、ちょっとその辺のことを理解していただきたいと思いますが。

○18番（東口正美君） じゃ認識が違ったと思うんですけど、でもいずれにしても、私が問題にしているところは、一見ゼンリンの住宅地図とかで見ると4メートル幅員の真っすぐな道路でL字溝になっている。けれども、その陥没箇所の公図をとってみると、そこは市道ではなくて私道だっていうところが新堀の中の至るところにあるということで、経年劣化の整備を市にお願いしても当然することができないっていう状況を今改めて

認識を一緒にさせてもらいたいと思って、さっきからのこの質問をしてるんですけども、そういうことがあるために、市民からの直接的な要望に応えることができないという現状なんですけど、一旦はそのような4メートルの幅員を持った状況で整備をされるに至った理由っていうのはどういうことなのかなって思ってるんですけど……すいません。私の質問の仕方がもう少し足りないと思います。2番と3番に係るんですね。市道と私道が混在してしまっている理由なんです。市道は市道で市しか整備しませんよってずっとこの間してこなかったら、私道と市道が一見見てわからないような整備のされ方ってされてないはずなんです。

だけど、いかにも全て市が管理してますよっていうような道路に見えてるにもかかわらず、公図を確認すると複雑に筆が入り組んだ私道が混在してしまってる。今私道を移管をしたりするときの条件としては、きちんとその舗装や整備をすると市道に移管をされるということを今も行っていると思うんです。なので、私が今言っている新堀のその道は一度は整備をされてるはずなんです。そのときに市道にならずに、今もって私道が複雑に入り組んでいるという状況がなぜ起きてしまったのかっていうことを聞きたいんです。

○土木課長（寺島由紀夫君） 新堀地域の中で市道第1004号線、1005号線というところがございまして、こちらは新堀地区会館のすぐ東側になるんですが、その2カ所が6尺——1.82メートルの幅の道路でございまして、実際は4メートルの道路でつくられてまして、真ん中に1.82の6尺の道路が途中まで入っていると、そういうような道路でございまして。

こちら、造成されましたのが昭和35年ごろでございますので、当時の状況をちょっと調査は困難で、市のほうになぜ移管されなかったのか不明でございますが、これはあくまでも想定でございますが、その土地に関しましては道路と、私道になっている道路とそこに接する民有地が土地が一体になってございまして、土地が分筆されてございません。民有地と道路の境がない状態ですね。公図上ない状態になってございまして、そういうところから市に移管する条件が整ってなかったのも、そのままの状態になってしまったのではないかとということが想定されます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） なので、そのままの状態になった、今この平成から令和に移って、要は、整備は私のものだから私でしてくださいねっていうふうに言われてしまって、それでもまだ、その当時のことをおぼろげに覚えてらっしゃる住民の方たちは、ああそう言われたらそうかもしれないわっていう状況から、今私が議員になった8年間の間でも、大きかった宅地が分割された状況で新しいおうちが建っていたりするっていう状況の中で、そういうこともだんだんわからないまま、わからないままでも私道には市は手が出せませんっていう状況で道が劣化していくっていう、この現状を今後どうしたら、まちとしての機能、道路の機能をきちんと果たしていきながら、果たしていくことができる整備を市民とともにつくっていくのかっていうふう考えるんです。

これが全くもって狭隘道路であれば、当然建て替えのときに、道路の整備をどうしましょうかということで、新たな整備のもとに移管をするなり、しないなりっていうことを今住んでる住民ときちんと協議した上で進んでいくことができるんですけども、ある意味、4メートル道路で整備されたにもかかわらず、市道として移管されてないっていうことが一つ一つの個別具体的な経年劣化の問題が解決できない、この問題の根幹にあるっていうことをともに認識を共有した上で、この後どういうことが考えられるのかを考えてもらいたいと思うんですけども、このことについて今の状態で市がどのように考えるのかお聞かせ願えればと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） こちらの地区の私道につきましては、先ほど申し上げておりますとおり、昭

和30年代などの古い時代に築造された道路が多くて、現在の状況のまま市に移管するような形にはならないということで、市に移管するにはまず道路の再整備をしていただくような必要があるという状況になっております。また、道路としての土地の分筆がされていない箇所も多くありまして、道路の境界確定をして土地の分筆をするというようなことも必要になってくるかと思われまます。

このようなことについて、まずは地域の方々が現在の私道の置かれている状況について、今後どのようなことが御自分たちのまず地域の方々の間で合意がしていけるのか、何をしなくちゃいけないのかということをもまず御理解していただくことが大切だと思っております。そのような形で住民の方々から御相談などがありましたら、丁寧にその辺の御説明も含めて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○18番（東口正美君） 私のところに御相談を受ける前にも、1カ所陥没が大きくしてるところの方は市に御相談に上がってまして、一通りの説明は受けてくださってます。なので、この作業を今部長がおっしゃったように繰り返しながら市民の方に意識を持ってもらうってことが必要だと思うんですけども、もう一つは、地域課題として、こういう課題があるという形のことをまた別の角度でも、例えば自治会とか、ある意味防災についての観点からとか、ほかの切り口を使っても、この新堀地域が抱えている、また新堀地域とともに市境、富士見町にかかっていたりするようなところも、がたがたのまんまの状況のところもありますので、場合によっては隣の市とも協議しながら、この地域の道路整備をよりよいものにしていくために知恵を出していかなければならないと私自身も思っています。

例えば、なので、今できることってというのは、もう少し問題を整理しなければすっきりとはしないのかなと思ってるんですけども、まずはこの認識を行政側も市民側もう一度きちんと認識をするということと、あと私が今4番目で相談窓口の設置というふうに書かせていただいているんですけども、ちょっとホームページを開いていたら、世田谷区の狭隘道路のパンフレットがこうPDFで載っていて、例えばこのチラシを見ると、皆さんの力で道を4メートルに上げましょうっていうような、私道なのでこうしてくださいとも市としては言えないし、申し出があれば相談にも乗れるけどっていうようなところで、皆さんの力でこうしていきましょうっていう投げかけを行政側からして、こういう場合はこういう相談になりますっていうようなことが書かれているんですね。

なので、例えば新堀の道についてみんなで協議しましょうとか、よりよい道路整備をするためにっていうような投げかけを何らかの形で行政のほうからも歩み寄っていただけないかなっていうのが、この相談窓口を設置してもらいたいっていうことなんでございます。非常にこの複雑で、行政の問題でない、私のものなので問題でないと言われてしまえばそれまでなんですけれども、じゃ住民の、本当に複雑に入り組んでいる道を、一人だけの市民の人が思ってもできないことなので、そこのところを行政側でもう少しお考えいただければという要望になるんですけども、この件について今のもう一度お考えを伺えればと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） この新堀地区の私道についての劣化状況だとか、あとは幅員が4メートルあるとはいえ、十分な幅員が確保されない中、住宅が細分化されているという状況は16年にも地域の方々に説明しているところでありまして、市としても認識はしております。

今後例えば地域の皆様方の合意というか、話し合いの中でそういう防災性の向上も含めてということで、先ほど一度16年に地区計画の案について御説明しましたということがありましたけれども、そういう今の現状のままの幅員ではなくて、もう少し防災性ということで一歩進んだところで空間を広げようだとか、そういった

形で計画していこうということであれば、地区計画という方向性も可能性としてはないわけじゃないかなというのがあります。

あと、今の現状の道路のまま、要は補修するに当たって市に移管をどうしてもという、道路の補修に関してということであると、市としましては、今、市道のほうも劣化が進んでいる路線がたくさんありまして、計画的にいろんなところから御要望がある中でも順次進めている状況ですので、積極的に私道に対して市が補修を推進するっていうことはなかなか財政面からも難しい部分がございますので、やはり地域の方々からの声がまず上がっていただかないとなかなか難しいかなというふうな形でございます。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

今回の質問で何か急に変わるということはないということには理解した上での質問をさせていただいておりますけれども、この問題は、まずこの今期4年間かけて私自身ももっと勉強して、住民の方にお応えできるように取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも担当部課にはお世話になりますけれども、よろしく願います。

続きまして、2番目の質問に行かせていただきます。

今回この子供たちの安全対策ということをはかの議員の方も御質問をされておりますし、御答弁いただいているように、東大和市としてもさまざまな取り組みをしているということも本当によくわかっております。

実際この質問を考えていたときには、その保育園のお散歩のときの交通安全対策ということについて質問しようと思っていた矢先に川崎市の問題が起きたりしまして、本当にこの命を守るということにつきましては、さらに重く深い思いを持って質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは現在行われている安全対策につきましては確認もさせていただきましたので、この質問をするに当たって思ったことは、この保育園のお散歩というのがどうなってるのかなっていうことを改めて考えたわけです。

教育長からも御答弁いただきましたように、小学校の通学路というのは学校で決められていて、そこへの安全対策、また5者の関係各所が毎年点検をしながら行っているこの通学路の安全対策というのがあるんですけども、一方で、保育園の子たちが毎日お散歩している姿を見るんですけど、実際あの事件が起きて、そういえばその管理っていうのはどうなってるのかなって改めて思いましたので、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

当市の保育園は、狭山保育園以外は民間にお願いをしているわけですが、このお散歩につきましては市ではどのように管理というか、管理監督されているのかお聞かせください。

○保育課長（関田孝志君） 市内の民間保育園につきましては、お散歩については特に市がああだこうだっていうのはございません。基本的には保育園の管理下の中で、安全を配慮した中での行動というふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 当然その園によつての保育方針とかがあってということもあると思うんですけども、ただ、この事故を受けて市から通達がされている、マニュアルをもう一回点検して細心の注意を払ってくださいねっていう通達がされているのは存じてるんですけども、例えば各園ごとでのお散歩に対する意見交換会みたいなこととか、そういうようなことを考えたりはされませんか。また、園長会も定期的に開かれてると思うんですけども、そういうところでの御意見等が現在あるのかどうかお聞かせください。

○**保育課長（関田孝志君）** お散歩に特化した形で意見交換会等を実施するというような話は現在のところはな  
いと。毎月1回、私立保育園園長会を開催してございます。この中で各園長同士の相互の情報交換等を行いな  
がら安全に配慮したというところでは、さらに私のほうでも意見をつけ加えさせていただいておりますので、  
その中であくまでも園長の責任において実施しているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** 例えば狭山保育園では、大津市の事件を受けてお散歩に対する取り組みを見直したり  
とか、そのようなことがあったのかどうかお聞かせください。

○**子育て支援部副参事（越中 洋君）** 現在狭山保育園におきましては、散歩に出るときは、具体的に必要な人  
員がまずとれるということが前提になりますが、事前に散歩に出る前に目的地、あとは外出する園児、保育士  
の人数、また帰園、帰ってくる予定時刻ですね、こういったものを事務室、園長のほうに届け出をするとい  
うことで出かけることといたしました。また、道中における状況、あとは注意箇所の把握、あと自動車、自転車  
等のすれ違い等、そういった場面、場面で細心の注意を払うように心がけて行動しているところでございま  
す。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** 大津市の事件の前はそうではなかったというふうに、前にはやってなかったことで新  
たにやったことっていうのを抽出していうと、どんなことをつけ加えてますでしょうか。

○**子育て支援部副参事（越中 洋君）** これまでもやっていたことにプラスしてということになりますが、なる  
べく目立つ形、まず走行中の車から歩行中の園児、保育士の存在を早期に認識していただけるようにという工  
夫として、反射板等をつけた……ごめんなさい、職員がかばん等につける、またあとは近隣で工事している  
ところ等をもう朝の段階で情報共有して、ここは危ない、ここはこういう工事をしてるよというようなことを朝  
の段階でまず共有するというようなことを改めてしてございます。また、とにかく新しい情報を把握し、職員  
間での情報共有を図っているというところでございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** ありがとうございます。

日々の保育、いろいろ大変な中で、さらに神経を使うことがふえて大変だと思うんですけども、やっぱり  
聞いてみると、さっき教育長から御答弁いただいた通学路の安全対策を毎年関係各所で見守ってるっていう  
ところからすると、やっぱりこの園ごとの取り組みにとどまっているというところで、ここところがもし今後、  
もちろん民間の保育園ではありますけれども、保護者も含めて、もう少しこのお散歩のコースについて皆が問  
題意識を共有できるような取り組みっていうのが今後取り組めたらいいんじゃないかなっていうふうに思っ  
てはいるんです。

調査なくして発言なしというのが公明党議員に課せられている一つでもありますので、まだ全部ではないん  
ですけども、保育園の聞き取り調査を少しさせていただきました。お散歩のコースも五、六コースっていう  
ところもあれば、30コースぐらい持ってますよっていう園もあれば、お散歩自体に取り組んでないっていう園  
もある、さまざまな園があるんだなっていうことも認識させていただきましたし、改めて聞かれたら、こうい  
うことも気になります、ああいうことも気になりますっていう御意見もいただきました。また一つ一つにつ  
きましては、また問題を整理して取り組みを私たちも提案をさせていただきたいと思っているんですけども、  
今は各園のマニュアルごとに任されているお散歩について、いま一度見直したり、チェックをしたり、保護者  
も含め、問題を共有したりっていうようなことをすることができるのかどうかお聞かせ願えればと思いま

す。

○保育課長（関田孝志君） 先ほどからお話ありますように、通学路については基本的には子供たちだけということでは歩く場所、お散歩については基本的には保育者が一緒について歩く場所というところで温度差があるのかなというふうに思っています。ここをみんなで注目した中でお互いに見て歩くというのは現在のところは考えてございませんが、各園において複数の職員が確認した中で、できる限り安全なところを選んでお散歩を行っているというふうに考えてございますので、それをさらに精度を上げていただけたらというふうには保育園のほうには話したいとは思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

当然今も細心の注意を払っているのは言うまでもないことでございます。ただ一方で、こういう悲しい事件が起きたときにもう一度取り組みを見直す、また新たな取り組みを加えていくということも必要なのかなというふうに思います。国でもキッズゾーンを設けるとか、また高齢者の運転に対しては安全装置を義務化するような動きもあるというふうに伺っております。

その全てをやったからといって、全ての命が、事故が起きないかっていうとまたそれも不確かなことですが、でもやはりそのことに向けて新たな取り組みをしていくしかないのかなというふうに思いますので、ぜひ園長会等でもう一度、各園ごとに取り組めることもあるでしょうし、また市として見直しを行う、例えば早速市長が防犯用の腕章をつくってくださって皆様が帰られるときにつけているのを拝見しておりますけれども、そういうもの、東大和の保育園のお散歩なんですよってことがわかるような何かをするっていうことでもできるでしょうし、もう一度確認をしながらできることを積み重ねていって、命を守っていくということによみなく取り組んでいくしかないかなというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、2つ目の質問を終了させていただきます。

続きまして、リサイクルを通した環境教育の取り組みについてということで、小型家電につきまして環境省の授業パッケージというのを御提案をさせていただきました。

小型家電につきましては、先ほども言いましたように、ちょっと随分前に質問をして、このことは気になったので、授業でもこういう取り組みするとさらにいいなって、オリンピックでメダルもつくるしなってちょっと温め過ぎてしまっていて、実はもうオリンピックのメダルのための小型家電の回収も締め切りをされているという状況の中で、少しちょっと時期を外してしまったかなとは思ってはいるんですけど、この授業で言われているように、この小学校4年生の授業の社会科の単元の中に飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理というこの単元が1時間あって、その中でどういう取り組みをしても多分いいんだと思うんですけども、具体的に、例えばうちの市でこの単元でこんなことがやられていますよってというようなことがわかれば教えていただきたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 各学校の実態としましては、小学校4年生の社会科において廃棄物を処理する事業として、ごみ処理について学ぶ機会を設けて取り組んでおります。また、小学校4年生の社会科の学習に関連しながら、多くの学校で総合的な学習の時間において環境問題をテーマに、ごみ処理、下水道とか水とか、そういった環境問題について探求的に学習をしている状況であります。

なお、市内小学校9校において4年生を対象に社会科見学や総合的な学習の時間において、小平・村山・大和衛生組合の清掃工場を見学する社会科見学等を行ってございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 既に小・村・大の廃棄物のところは社会科見学で行っていただいているということでございますので、当然新しくできましたエコプラザ スリーハーモニーもそういう対象になるのかなとは思ってはいるんですけども、今回改選後に私たち議員もこのエコプラザ スリーハーモニーを早速見学をさせていただきました。

そこで驚いたことに、不適切物として廃棄物の中に入っているものが例えば包丁だったりとか、石だったりとか、プラスチックごみの処理場なのにそういうものが既に2カ月しかたっていない状況でそういうものが入り込んでしまっているというのを見てすごいびっくりをしたわけなんですけれども、これは長年、燃えるごみ、燃えないごみっていう分別の仕方が身についていて、プラスチックごみは燃えないから燃えないごみが混ざってしまうのか、ちょっとなかなか理解ができなかったんですけども、やっぱり百聞は一見にしかずという感じで見せていただくと、非常にいろんなことを一遍に学べるなと思いますし、また不適切なものの選別を人間の手で行っているということもやはり見ていただくと、出す段階でちょっと気をつければこういうことをしなくても済むのについていうふうに思うので、ぜひこちらの施設も社会科見学に取り入れていただきたいと思っているんですけども。

すいません、ちょっと話をもう一つのほうに、ペットボトルの回収事業についても少し触れさせていただきたいと思うんですけども、今回ペットボトルの回収再生事業が6月からスタートするというところでございますが、この事業についてももう少し詳細に教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） この6月4日からペットボトル回収事業ということでセブンイレブン・ジャパンさんとタッグを組んで行っている事業でございます。

こちらの東大和市としてのメリットっていうところもあるんですが、セブンイレブンさんもそうですし、やはりペットボトル、これをいかにして少なくしていくか、また回収してまたペットボトルに戻していくか、お互いにいろいろ調整をさせていただいて、その中で合意に至ったという形でタッグを組んでできたというような事業でございます。

東大和市としては、やはり市民の皆様が排出する場所をふやすということ、それとやはり廃棄物の処理にはお金がかかっているということがありますので、極力行政回収から切り離しをしたいというところで行ったというような事業でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） すいません。セブンイレブンだけではなくて、日本財団、また東大和市清掃事業協同組合、この4者がタッグを組んだ事業というふうに理解をしております。5月23日記者発表があったときの資料も拝見をさせていただいてますけれども、この4者がタッグを組んでというところで、この事業が廃棄物処理資源物回収について取り組んでいる意味といたしますか、この海洋プラスチックのことも含めて、日本財団も含んでの事業になっているというふうに思っておりますけれども、その点の意味合いというか、この事業についての御説明をもう一度お願いいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 議員おっしゃるとおり、今海洋プラスチックということは世界的にもすごく大きな問題になっている、またそれがG20に入っているというようなこともあります。そして、日本財団が絡んでという話、こちらのほうの事業にも参加したというのは、やはり海洋プラスチックを削減するというところでございます。

また、そうはいいまでも、セブン-イレブン様側のほうでも海洋プラスチックというところもありますし、ボトル to ボトルということになります。また、今回清掃事業協同組合さんのほうで御協力いただけるということ。またこちらにつきましては、セブン-イレブンのほうに排出したものに関しては清掃事業協同組合がCSRということで、社会貢献ということで、そちらのほうから市内にある一時保管場所までは持っていきましようという形で事業参画をしていただけてるということで、東大和市につきましてはこの事業のPR、市民の方にはいかにして適切に排出していただいて、きれいなものを出していただけるか、そういったことで裏方に回るといってこの事業が成り立ってるという形でございます。

以上でございます。

○18番(東口正美君) そうしますと、この事業なんですけれども、この4年生の社会科の単元の廃棄物処理という事業の学ばなければならない内容を学ぶに当たって、このエコプラザ スリーハーモニーも含めて、このプラスチックの処理については一つの授業として成り立つというふうに学校教育部でお考えになるかどうかお聞かせください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 市内で建設されました資源物中間処理施設「エコプラザ スリーハーモニー」での取り組みや、官民で連携して行われておりますペットボトル回収再生事業につきましては、まさに地域教材として各学校で活用できる内容ではないかなというふうには認識しております。

今後そういった具体的な取り組みが推進できるよう検討していきたいというふうには考えているところです。以上です。

○18番(東口正美君) 私としては、これを環境省が小型家電で授業パッケージとしているように、当市の環境教育の授業パッケージとしてつくっていただきたいなというふうに思っています。どっちが作るのかしらというのがありまして、ここもタグをぜひ組んでいただいて、DVDとかも、わざわざもしかしたらスリーハーモニーに行かなくても、1時間の授業の中でこのことを学ぶのであれば、その部分は映像でもいいんじゃないかとか、こういうワークシートができるんじゃないかとか、そういうことで教材としてつくり上げてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) この教材の授業パッケージの可能性につきましてはさまざま可能性があるものというふうに考えてございます。

まず、そういった取り組みを進めていくためには、まず学校に対してこういった事業が市内で行われていっていること、こういった施設があることなどをまず周知をしていきたいというふうに考えてございます。

また、そのほか、市で作成しております社会科副読本への掲載、そして指導例の研究、そういったことも可能性としてはあるかなというふうに考えております。また、冒頭でお話しさせていただきました社会科見学の推進、こういったことも進めていきたいと考えております。また、教員研修の実施ということも検討していきたいと考えてございます。

こういった中で、地域教材として活用できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番(東口正美君) このペットボトルの回収機、お子さんも大変楽しんで投入をしているということもありますので、ぜひこれは環境部にも御協力をいただきまして、ぜひ授業パッケージにしていきたいというふうに思いますので、環境部の御協力はいただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 環境部としましては喜んでやらさせていただきます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ぜひこどもタッグを組んでやっていただきたいなと思います。そして、例えば行政視察にきつと来られるんじゃないかなと思ってるんですけど、この事業をたくさんの方のマスコミの方が取材にこられておまして、新聞だけではなくてテレビでの報道もされたようですけれども、この反響と、またお問い合わせ等があれば教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちら、結構大きく反響がございました。近隣の自治体のみならず、個人の方からもメールで連絡いただいて、どういう事業なんだよというようなお話をいただいているということもございます。また、関西圏ほうでも放映があったようで、東大和のほうに、東大和よりも減量が進んでいるというふうに思っている自治体からも連絡をいただけてるといううれしい事象もございます。

こちらのほうの事業につきましては東大和だけで成り立ってるわけではないということで、こちらのほうは一番はやはり私は清掃事業協同組合がやはり社会のインフラとしてこちらのほうに参画していただいていることが一番大きなことだというふうには考えてます。ただ、やはり民間だったり、産学だったりということで、日本財団さん、セブーンイレブンさん、そちらのほうにも御協力いただいているということで、そちらのほうにも連絡が多数行ってるということは聞いております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうしますと、行政視察殺到の可能性もありますので、ぜひこの授業パッケージをつくっておけば、そういう殺到されたときも対応できるかなと思いますし、私たちもいろんなところに行政視察に行かせていただきますけれども、資料を有料でっていうようなところもございます。ぜひいろんな広がりを持つ事業として、また東大和で育ったお子様たちによく御理解いただいて、地球環境を守るような形で進んでいけたらいいのではないかと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上で3番目も終了いたします。

続きまして、買い物リハビリについて伺いたいと思います。

先進事例についてお調べいただいたかと思うんですけれども、お調べいただいた中でお感じになったことがあればお聞かせください。

○福祉部副参事（原 里美君） 買い物リハビリテーション事業を実施している市区町村について調べさせていただいております。東京都内では実施している市区町村はないというふうに把握しております。

ほかの都道府県において、こちらで実施を把握している市区町村の事業内容を幾つか挙げさせていただきますと、議員の御質問にもございました愛知県長久手市では、介護予防と買い物支援を組み合わせた送迎付きの事業を昨年度、平成30年度から民間事業者に公募した上で手を挙げてきた2者に委託して実施しているとのことでございます。島根県松江市のほうは、平成25年度から28年度までモデル事業として市の委託により実施しまして、現在は介護保険の法定内のサービスとして介護サービス事業所が実施しているということでございます。

このような買い物リハビリテーションを介護保険のサービスとして実施する介護サービス事業所なども徐々にふえているようでございまして、蓮田市にはショッピングモール内に事業所を持って、買い物リハビリテーションと簡単な運動などに特化したサービスを実施している事業所もあるということでございます。

当市のほうでこちらのほうの実施っていうのが、委託となるとやはり費用の面などもありますので、検討の

必要はあると思うんですが、事業者のほうで実施っていうのでは、もし手を挙げてくださってサービスとしてやってくださるとい業者があれば、すごく助かる方もいらっしゃるのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 先ほども壇上でこの高齢者の生活支援について、今までもいろいろ提案をさせていただきましたし、買い物の件は今もずっと気になってる一つでありましたけれども、この買い物リハビリテーションと聞いて、これがあるじゃんってすごく思いました。日ごろ高齢者の皆様とお話しをさせていただく中で、まだ買い物して、自分でお買い物して御飯つくれるんだけど、そろそろ腰も痛いし、足も痛いし、お買い物が大変になってきてっていう方に、少し機能を上げるためにリハビリデイサービスなんかもありますよって提案しますけれども、もう買い物して生活するのが精いっぱいだからわざわざリハビリに行くっていう心の余裕もないし、時間的な余裕もないっていう、このちょうどこの困ってる所と必要とされているものがマッチするのが買い物っていうキーワードだっていうふうに思っています。

今までは、買い物になかなか行けないから移動販売車はどうでしょうかっていうのを過去に質問をさせていただきましたが、その後、民間のスーパーと連携した移動販売車に来ていただいているようなんですけれども、これも、どうしても自分で買いに行くよりは一つ一つのものに金額が高くなってしまっているので買いづらかったりっていうようなことで、どれもいいようで悪い、悪いようでいいみたいな状況で、なかなか皆様のニーズにマッチするものじゃないんだっていうふうに、なかなか難しいなっていうふうに思ってるんですけど、この買い物リハビリっていうのをこの長久手市のを聞きましたら、送迎をまずしてもらえる。行った先で、買い物する前だと思うんですけど、少し体操をするんですね。なので、日常生活の家事だけでは衰えてしまうようなところを機能強化、介護予防をして、その後、お買い物をして、また送迎車に乗って帰れるので、ふだん重いからなかなか一遍にできないお買物が済むっていう、こういう事業だというふうに聞きまして、長久手市にもちょっと電話をさせていただきました。

先ほど御答弁いただいたように、こういうことやりたいんだけどっていうことを公募したら、一つは介護事業所、一つはフィットネスクラブみたいにそういうことをやってる事業所が手を挙げてきて、自己負担額も片方は300円、片方はランチがつくんですけど1,000円っていうような感じでスタートしたっていうことでありました。

そうかと思ってネットを調べたら、ショッピングリハビリっていうのも考え方がもう既にあるそうで、ある作業療法士さんは、介護度3の90代の方のリハビリをしてたそうなんですけれども、その方は前腕に障害があったんですけど、あるときこのカートを持ったらもう、うそのようす一つと歩いたと。それを見てこの楽々カートっていう、歩行が少し難しくなっても、体重をかけながら歩くということが出来るショッピングカートを開発されたそうなんです。それを使うと、要は介護度3の90代の方でもスーパーでお買い物ができるっていうようなものも開発をされていて、今この方は介護事業者さんや自治体やいろんなところに、こういうものを使って何かやりませんかかっていうことをやってるっていう、こういう動きも世の中にはあるということを知りまして、これ、うちの市でもやってもらいたいな、できるんじゃないかなっていうふうに思ったんです。

ただ、先ほど副参事がおっしゃったように、介護事業として考えると、給付金はどうなのかとか、こうなのかかっていう話になっちゃうと思うんですけど、これ考えようによったら、そのお買い物先のスーパーなのか、今でも車椅子を置いてくださって、車椅子で抱えやすいかごを置いてくださってるような配慮をして

くださっているところもあるので、そういうところがこういうカートを用意してくれるかもしれないし、通所のデイサービスの方からちょっと伺ったことがあるんですけど、朝の迎えと帰りの送りの真ん中の時間、実は人も車もあいてるのよねって、これ使って移動支援できないかなって考えていたりもするんだけどって話をちょっとだけ聞いたこともあったりするんで、先ほどの環境部じゃないんですけど、もう少し民間とタッグを組むようなことも含めて、当市でもこういう買い物リハビリやってもらいたいなって思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからデイサービスの送りと帰りの間の時間などという話の活用とかという話も出ておりますけども、事実、地域包括ケアのさまざまな会議の中でもこういった話もう既に出ております。

そういったところで今年度、そういったところも含めてどういったことができるかということで、各事業者の方々と御相談をさせていただく機会が出てくるかなというふうに思っております。

また、特に年齢を増してきました女性の方につきましても、商品を自分で見て買い物をしたいという、ネットでとかっていうことも確かに手法としてはございますけども、そういう意向が結構強いというふうなことも私自身も認識はしております。そういったことで、こういった組み合わせの中で事業を新たにつくるということも大変重要なことだと思っております。

しかしながら、やはりこれをするためには、それぞれの事業者の御協力が大変重要かと思っております。またスーパー等におきましても、こういったスペースがつくれるかどうか、また今お話のありましたカートの問題についても、それを入れかえるなどなどの経費の問題等もさまざまございますので、こういった社会資源の皆様方とも意見を交わしながら、どういったことができるかということは引き続き検討を加えてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 先ほど3番の事業での民間の活力、官民連携ということで4者がタッグを組んだというお話を伺いましたけれども、この日本財団と東大和市清掃事業協同組合がくつつくというのは、やっぱりなかなか、両方方はあるけど、存在としてはくつつきづらかったかなって思うんですけども、そこをくつつけることができるのがこの行政の力かなというふうに思っております。

そういう意味では、市長がいつもおっしゃるように、そういう知恵を使って新たな事業を生んでいくっていう意味では、この買い物リハビリ、非常にこうまだまだやれることはあるんじゃないかというふうに思うんですけども……すいません、詰まっちゃいました。

なので、そういう意味で、行政がやるお仕事っていうのはそういうことかなと思って、まだ残ってくださるので、どういう環境部の、今回の、やってみて、動いてみて、行政が今までとは違うことでこういうことができたかなっていうようなことがもしあるとすればお聞かせいただければと思うんですけども。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 行政の役割というお話だというふうに思います。

やはり私たち行政が何ができるかという、私たちもやはり資源を持っております。私たちは私たちなりの資源、その資源というのは今回は清掃事業協同組合だったということ、そしてセブシーイレブン側としては、セブシーイレブン側と日本財団とは協定を結んでいたというようなことがあります。おのおの、私たちも、東大和も日本財団ということではやはりつながりはありません。

今回こういうふうな形でつながりができたというのは、やはりお互いが持つてるその資源をうまく活用でき

たということが一つ大きな形で今回事業として、結果としてあらわれたのかなと、そのような形で、東大和市としては接着剤の役目と中間的な役目を担ったのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 職員は言いにくいかもしれませんが、もう何年も前から「マイバッグ 資源を入れて お買い物」っていうことで、行政が廃棄物を収集するっていうのは法律で決まってるということでありましても、出てきたものを収集するということですから、出てこなければ収集する必要はないと。出てこないっていうふうにするのは、やっぱり市民の皆さん方から理解を得るっていうその仕組みづくりというか、そういうふうなものをどうするかっていうことは、ごみ対のほう、環境部のほうでいろいろと考えてきた。そのときの条件は、お金はありませんと。それでもなおかつやろうと言われるようなスキーム、どうつくり上げるかっていうことだと思っているわけですけどね。そして、それをうまく長い時間をかけかけながら、いろんなところの、最初からそれは見つかったわけじゃないですから、今ある資源の中からこういうふうになんぞつ輪を広げながら組み合わせてきて現在があるっていうことなんですね。

ですから、そういった意味では、最初からそんなお金をかけずに、そんなペットボトルを全部持ってってこれなんてことは考えられないっていう、そういう発想をしたらもうそれで終わりなんですね、もうそれ以上はないんですから。だけど、そうじゃなくて、何かあるんじゃないかって思いながらいろいろと情報を収集しながら現在まで来てるということなんですね。

だから、その考え方を、発想をとめてしまえばそれで終わってしまいますけど、そうではなくて、何かあるんじゃないかっていうことで工夫をして、あるいは情報を集めてきたっていう、そういった意味ではやはり職員も変わりつつあるのかなというふうに思います。これは、これからいろんな事業をする上で必ず必要な考え方っていうか、施行方法だというふうには思っています。そうすることによってみんながウィンの関係で…

それから、もう一つ大切なのは、時代の流れというか、それをよく判断をする必要があるかなっていうふうに思っています。何年も前は今みたいな環境にはなかったわけですね。廃プラスチックをどうだなんていうのは本当に一部の人が大変だっていうだけであって、そういうふうな環境の中で、ただ今は既に海から始まって、いろんなところで廃プラスチック何とかしようっていう流れがあった。我々はその流れが来る前にそういうふうな形で職員が対応してきたから、うまく流れの中に――要するに社会の流れにちょっと先行してスタートできたっていうことにあるんじゃないかなっていうふうに思っています。

そういった意味で、これからも私どものほうの自治体の職員も、今まででこれ終わりってしちゃったらもうとまっちゃうから、じゃなくてどうしたらできるかっていうことを考える必要があるのかなというふうには思いますし、考えれば何とかなるんだなっていうことではないかなと、そんなふうに思っています。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

なので、この買い物リハビリもいろんな形で、ある意味、この市民の方たちが抱えてる、高齢者の方が抱えてるニーズ、悩みの質とか量というのは一番行政が持つてると思う。各ほっと支援センターの職員に聞いただけでもいっぱいそういう解決してもらいたい悩みや御相談事っていうのはあるわけで、例えば今回この買い物っていうことに立脚したときに、今市長が言ったようにいろんな発想を変えて、今例えば何千円買ったら運びますよっていうスーパー、当たり前になってきましたけど、逆を言えば、送迎して買ってもらうっていう発想になれば、今回の買い物リハビリの実現にぐぐっとこう近づいてくるのかなと思うので、行政が言うところ

の介護予防をどうしようかみたいな考え方から入ってくるとすごく何かハードルが高くなっちゃうと思うんですけど、この買い物リハビリはさっき言ったように、カートを開発してくれた作業療法士さんを連れてきてみるのもいいでしょうし、またそういうお客様をゲットしようと思っている、そういうスーパーや大型のところにお話を持っていくのもいいでしょうし、また市の介護予防のところには来ないけど、ちょっとお金払って体つくろうかなと思っている高齢者の人たちがたくさんいるような、そういうスポーツジムみたいなところもありますので、そういうところとタッグを、プラス買い物支援できませんかねみたいな、まだまだいろいろやれることがたくさんあって、そして高齢者の人たちができるだけ楽しくて元気で長生きできれば一番いいかなって思っていますので、ぜひ楽しく取り組んでいただきながら、市民も行政も、また各種事業者の方たちもウィン・ウインの関係になれるような事業として、ぜひ今回のこの買い物リハビリについて取り組んでいただきたいと思うんですけども、御担当の御意見をもう一度お聞かせください。

○福祉部長（田口茂夫君） 今環境部のほうからも、また市長のほうからも環境部の取り組みに対しましてお話をいただいたところでございます。

福祉の分野におきましても、今議員からもお話がありましたとおり、この部分はこの事業者やれるよねと、ただこの部分はその事業者はできないけども、違う事業者とタッグを組ませればそういったことができる可能性がある、2つだけじゃない、それが3つ、4つというふうに組み合わせるといことも考えられると思います。

そういったところで、健康寿命の延伸の関係で東京大学の未来ビジョン研究センターとの協定も結ばせていただいております。この未来ビジョン研究センターはシンクタンクとしまして多くの事業者さんとも取り組みをされているというふうに伺ってございます。そういったところでいろんな知恵を拝借しながら、また市民の皆様、事業者の皆様の御意見を伺いながらどういったことができるかということは、今後もますます高齢化が進んでいきますので、市としての取り組みについてはここで足をとめるわけではなく、これからも前に向かって進んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。いい事業ができることを私も応援していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時52分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 森 田 博 之 君

○議長（中間建二君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。4月の市議会議員選挙において初めて当

選させていただきました。多くの市民の信任をいただいた責任を感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、令和元年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。今回は2点にわたり質問させていただきます。

1点目は、AEDの設置についてであります。

①といたしまして、市内公共施設等におけるAED設置状況の現状と課題、今後の取り組みについてでございます。

②といたしまして、AED設置場所の市民への周知やその使用に関する訓練などの現状と課題、今後の取り組みについてでございます。

2点目は、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画についてであります。

①といたしまして、生涯スポーツ推進計画の進行状況について。

②といたしまして、推進に当たる組織体制について。

③といたしまして、具体的な到達目標について。

④といたしまして、総合型地域スポーツクラブについて。

ア、はびねすまいる東大和の位置づけ。

イ、はびねすまいる東大和の現在の会員数、種目、活動状況について。

⑤といたしまして、市民のスポーツ実施率を上げるための取り組みについて。

この場での質問は以上といたしまして、再質問に関しましては、御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[11番 森田博之君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市内公共施設等におけるAEDについてであります。AEDの設置につきましては、現在市役所本庁舎や各公民館、小中学校などの公共施設に設置しております。休日や夜間などの時間帯においては活用しにくいことが課題であると認識しております。

今後の取り組みにつきましては、休日や夜間に営業しているコンビニエンスストア等に事業所として設置していただけるよう協力を呼びかけていきたいと考えております。

次に、AED設置場所の周知や使用の訓練についてであります。設置場所の周知につきましては市の公式ホームページに掲載しているほか、市の防災マップにも掲載し周知に努めております。

使用の訓練につきましては、市職員を対象に普通救命講習として定期的を実施しております。また、市民を対象に自治会等の求めに応じ消防署が実施しているほか、市消防団におきましても依頼によりできる限り対応しているところであります。

AEDの設置場所が十分周知されていないことが当面の課題と考えており、周知方法についてさらに研究してまいりたいと考えております。

次に、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画についてであります。市では、生涯スポーツ推進計画を包含する計画として、平成29年3月、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定し各種事業を実施しているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画について御説明申し上げます。

初めに、生涯スポーツ推進計画の進行状況についてであります。市ではその計画に基づき実施した事業について、毎年1回、事業主管課に対して進捗状況の調査を行い、計画の進行管理に努めているところでございます。

次に、計画の推進に当たる組織体制についてであります。生涯スポーツ推進計画における各事業は内容が多岐にわたることから、事業主管課を明確にして取り組みを進めているところであります。また、計画の推進に当たっては、事業主管課に限らず、体育協会やスポーツ推進委員、さらに既存のスポーツ団体などと横断的に連携していくことが重要であると考えております。

次に、具体的な到達目標についてであります。生涯スポーツ推進計画では、スポーツの範囲を身近な運動や外遊びまでに広げ、いつでも誰でもどこでもスポーツを楽しむという推進方針のもと、令和3年度におけるスポーツ普及率を50%以上とすることを目標にしております。

次に、総合型地域スポーツクラブはびねすまいる東大和の位置づけについてであります。総合型地域スポーツクラブはびねすまいる東大和は、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブとして平成25年2月に設立されました。一般的に総合型地域スポーツクラブは、スポーツ教室等の実施を通じ世代間交流や地域のコミュニティ構築を図るなど公益性のあるクラブとして位置づけられておりますが、本市においても同様の趣旨により運営されております。

次に、はびねすまいる東大和の会員数、種目、活動状況についてであります。事務局に照会したところ、平成30年度における会員数は98人で、ノルディックウォーキングのほか5事業を実施し、2,034人の方々が参加をしたと聞いております。

次に、市民のスポーツ実施率を上げるための取り組みについてであります。スポーツ実施率を向上させるためには、ふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を広く取り込む必要があると考えております。そのために、運動やスポーツを日常生活の中に溶け込ませ、誰もが気軽に運動やスポーツを楽しめる環境をつくる必要があることから、今後も体育協会や体育施設の指定管理者等と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行います。

1点目のAEDの設置についてお伺いいたします。

私ごとではあります。昨年、東大和市中央図書館の交差点において、自動車に乗ったまま心肺停止した高齢者に遭遇いたしました。私もその場に居合わせた方々とともにAEDと心肺蘇生により1人の命を救うことができました。その救命できた実体験により、改めてAEDの設置と教育訓練の必要性を感じました。

その現場では、朝9時ごろで人も滞在していて、AEDの設置してあることを知っていた職員がいたため、AEDをすぐに用意することができ、AED使用の教育も受けていた人もいたことから救命できたと考えております。もし中央図書館のようにAEDが設置されているところが近くになく、設置してあっても使用しにくい環境であったり、AEDの設置されている場所をそもそも知らなかったり、AEDの使用についての知識が

全くなかったら、その方の命は救えていたかは大変疑問だと感じております。

そこで伺います。

1についてでございますが、1市内の公共施設等におけるAED設置状況の現状と課題、今後の取り組みについてでございますが、先ほど市長答弁では、市役所本庁舎や公民館、小中学校などの公共施設にAEDを設置しているとのことでしたが、設置されている数、使用環境や使用可能な時間帯についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） まずAEDの設置数でございますけれども、現在51の公共施設に設置されております。過去の一般質問の中で46施設と御説明してまいりましたが、給食センターが統合されたこともございまして、ここで改めて確認をしたところ、51施設でございました。それから、ほかに消防団の消防ポンプ車、それから青色回転灯パトロールカーにも搭載されてございます。

AEDの使用環境や使用可能な時間帯につきましては、基本的に各公共施設全て室内に配置されておまして、使用可能な時間帯につきましては各施設の開館時間になると認識してございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

基本的に全て室内で、施設のあいてる時間帯にしかAEDは使用できないということですね。市長答弁でも休日、夜間には活用しにくいという課題があることでありました。以前、学校施設で事故が起きて、施設内であっては使用することができなかったケースがあると聞いたこともございます。

例えば町田市では、各学校の校庭にも設置してあります。校舎の外に設置するなりの工夫をするだけで効果的に使用できると思います。また、ふだんほとんど閉まっています消防団の詰め所内のポンプ車積載のAEDについても同様で、詰め所の外に設置することで同じく効果的に使用できると考えますが、そのあたりはどのように認識されているのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） それでは、私のほうから小中学校の配置の状況についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず小中学校のAEDにつきましては、基本的には児童・生徒さん、お子さんのためのものが中心という形で考えてございまして、AEDの屋外への設置につきましては、AEDを必要とするような事態が発生した場合につきましては、いつでも誰でも使用ができるように、現在は用務員室ですとか玄関付近に設置しております。こちらは室内でございまして、また、AEDの設置場所を示す表示板というか看板を学校に来た人が必ず目にする場所、また夜間でも見やすい場所等に設置するなど、複数の箇所に掲示をしているという形でございます。

さらに、休日、夜間に校庭や体育館を利用する団体につきましては、世話人会等でAEDの設置場所ですとか、施設の管理員が業務終了となります午後7時30分以降は利用はできないということを、使用方法とかについて改めて事前に説明をして周知徹底を図っているようなところでございます。

現時点におきましてはこのような対応をとっているところでございまして、AEDの屋外への設置については現在は検討してないというところでございます。

以上です。

○総務部参事（東 栄一君） 私のほうからは、消防団の関係についてお答えさせていただきます。

現在消防団が管理をしておりますAEDについてでございますけれども、主に災害出動した現場で活用する

ために消防ポンプ車に搭載されているものでございます。また、消防団の詰め所は、火災や警戒出動とか各種訓練などで団員が活動している時間帯以外には入ることはできません。屋外にAEDを設置するとなると、屋外型のAED収納ボックスのようなものを設置する必要があると考えますし、また緊急出動時にポンプ車のほうに載せかえる必要があるというようなことで幾つか課題がありますことから、現時点では検討してございません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） いずれにせよ、その施設があいてるときにしか使えないということであると思います。また、掲示方法についても周知できるように掲示してあるということでしたが、私としてはわかりにくい印象があるなというふうに考えておりますので、利用団体の引き続きの周知もそうですけども、施設をいま一度ちょっと確認いただきまして、本当にわかりやすい形ではいただければなと思います。

また、昼間、一般の方が、学校のためのAEDということでしたけれども、使用できる時間帯であれば、一般の方も使用できる環境にするべきだと思いますので、学校側の外にも掲示してあるとなおいいのかなというふうに思っております。今のところ検討してないということでしたけれども、命にかかわることですので、屋外の設置についても再度検討いただければというふうに思っております。

今利用できる時間帯についての説明がありましたので、この関連について伺いますけれども、市の公式ホームページにAEDを設置してある公共施設の一覧が掲載されてございます。そこを見ますと、施設名と住所、電話番号のみの記載となっております。ここに施設の開館時間とか具体的な設置場所などを加えて、幾つあるのかもあわせて、加えて表示することによって、よりあるAEDを活用しやすくなるのではないかと考えますけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市のホームページに掲載されているAEDを設置している公共施設の一覧でございますけど、今より詳細な情報を掲載できないかということでございますけれども、特にコストはかかるわけではございませんし、現実に活用できる時間や設置場所は情報提供として私どもとしても必要だと考えますので、調整をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ぜひともできるところからやっていただければというふうに思います。

さて、先ほど申し上げましたとおり、私自身が心肺停止の現場に実際に遭遇いたしまして、現場の方々とともに救命活動をした経験がありますが、実体験といたしまして、AEDと心肺蘇生で本当に命が助かるんだなというふうに私も実感させていただきました。

ちなみに、東大和市内における心肺停止の発生頻度と救命率について把握してれば教えてください。よろしくをお願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 心肺停止の発生頻度と救命率ということでございます。北多摩西部消防署のほうに確認をしましたところ、行政区分ごとの統計は公表していないということでございます。確認できたものとしては、東京都内全体で、平成29年中のバイスタンダー——救命現場に居合わせた人のこととさせていただきますけれども、その目撃のある心停止傷病者数は、29年ですかね、4,680人ということでございました。そのうち胸骨圧迫やAEDによる応急手当が実施されていたのは2,168人、全体の46.3%とのこととさせていただきます。

その4,680人につきましては、都民約1,200万人で計算しますと0.04%となりますので、これを東大和市民約8万5,000人で割り返しますと大体34人程度、心停止の傷病者が発生している可能性があるというふうに認識

しているところでございます。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） 2分以内にAEDを使えば救命確率は80%以上、5分で50%まで下がると言われております。1分おくれるごとに救命の可能性は7から10%低下していくと言われております。

応急手当が実施されたのは心肺停止傷病者の46%程度ということで、まだまだAEDを増設する必要を改めて感じるわけですが、そうはいつでも財政的な負担や維持コストもかかるっていうのも現実でございます。

そこで、AEDの効果的・効率的な設置はできないかお尋ねしたいのですが、特に東大和市の地図を見たときに公共施設が多い地域と少ない地域とあります。公共施設の少ない地域は、結果としてAEDの設置も少なく利用しにくいという現状があると思います。こうした現状を課題として認識されているのか、またどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

- 総務部参事（東 栄一君） 公共施設が少ない地域では、AEDの設置も少なく活用しにくいというのは課題として認識してるところでございます。

現状の取り組みといたしましては、子供の見守りのため市内全域を青パトが巡回パトロールを行っておりますけれども、この青パトにはAEDを設置をして、いざという場合に活用できるようにしているところでございます。

あと、また現在の自主防災組織として活動している自治会等に対しまして、今AEDの貸与を行っております。貸与期間が来年の12月までということになっておりまして、実際の貸与実態等を勘案して、ちょっと今後どうすればいいかということについて改めて今検討したいと考えてございまして、これにあわせて研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） 効果的、効率的な設置というのは大事だと思っております。特に数が少ないような地域については意識しておくことが必要ですし、青パトだけではカバーできないというふうに考えておりますし、自主防災の自治会のAED貸与についても、常に使用できる状態になっていないというふうに考えておりますので、その辺もお考えいただければなというふうに思っております。また私のほうからもいろいろ提案していきたいと思っておりますので、ぜひ十分な研究をお願いさせていただければと思います。

次に、民間施設や事業所などに設置してあるAEDの設置状況を把握していれば教えていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

- 総務部参事（東 栄一君） 民間施設等におけるのAEDの設置状況につきましては正確には把握してございません。ただ、日本救急医療財団という組織がインターネット上にAEDマップというのを公開してございます。詳細まで詳しくわからないんですけども、事業所、それからスーパーマーケットや車の販売店、金融機関、医療機関、民間保育園など、ざっと見てみて100カ所前後はあると認識してございます。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） 民間で設置されているところもあるということでございます。公共施設にあるAEDを補う形で民間施設にあるAEDを有効活用すれば、十分とは言えないかもしれませんが、今よりはよくなるのかなというふうに思っております。

では、次の②AED設置場所の市民への周知やその使用に関する訓練などの現状と課題、今後の取り組みについてですが、今民間事業者のAEDの設置の状況が日本救急医療財団によるAEDマップに紹介されている

ということが説明がありました。このAEDマップはどのような趣旨で公開されているのでしょうか。お聞きします。

○総務部参事（東 栄一君） 日本救急医療財団のホームページによりますと、AEDが使われる機会をふやし救命率を向上させることを目的に、設置者の協力のもとAED設置情報を提供していると記載されております。以上でございます。

○11番（森田博之君） AEDの設置場所については、市の公式ホームページや市の防災マップに掲載されているということでしたが、せっかく設置されていても、知られていなければ活用されていないのと一緒で、あらゆる機会を通じて周知に努める必要があると考えております。

先ほど公共施設にあわせて、民間の設置状況なんかも含めて周知に努める必要があるかなというふうに考えておりますけども、先ほど紹介された日本救急医療財団のAEDマップは、登録するだけでコストもかからないため、少しでも周知を図るために登録されたらよいかと思いますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があった日本救急医療財団のAEDマップにつきましては、東京消防庁のホームページでもリンクが張られているということでもございましたので、今後いろいろ幅広く情報提供していくという趣旨から、こちらについても調整していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） できるところからやっていくということが大事だと思いますので、ぜひともお願いできればというふうに思っております。

それから、特に公共施設が少なく設置が手薄な地域について、民間企業に対して設置をさらに推進してもらうようなPRのようなことは考えられてないのでしょうか。お聞きします。

○総務部参事（東 栄一君） これまでも、市と地域活性化包括連携協定を締結しているセブンイレブン・ジャパンさんに対してコンビニエンスストアへの設置協力などを進めてまいりましたが、今後も引き続き事業所として設置していただけるよう要請してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） コンビニに限らず、呼びかけることで協力してくれる業者が名乗りを出てくることもあるかもしれません。PRしていただければと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、AED使用の訓練について伺います。

市長答弁では、市職員に対しては普通救命講習として定期的実施しているとのことでしたが、全職員が受講しているのでしょうか。また、民間の事業所の受講状況などは把握しているのでしょうか。お願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 市の職員につきましては、全正規職員が基本的に受講をしております。講習会は毎年度1回実施しておりますけれども、救命技能認定証の有効期間は3年間ということですので、講習会は3年ごとに受講しているという状況でございます。

なお、民間の事業所等におけます講習の受講状況については把握はしてございません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 消防団員の受講状況はどのようになっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 消防団員につきましては、現在は普通救命講習の指導ができる応急手当普及員をふやすべく講習の受講を行っているところでございます。本年度5月に講習がありまして、ここで新たに14人

が応急手当普及員になりまして、応急手当普及員は全員で50名となりました。また、その応急手当普及員の上に位置づけられる応急手当指導員、こちらも4人おりまして、こういう体制で自治会や学校などの訓練におきまして指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私の子どもAEDを訓練をしてきて、私に話していただきました。子供のころからそういう意識を持っていただけると、大人になっても意識がついてきていいのかなと私も思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

AEDは、日ごろから訓練しておかないと、いざというときになかなか使えてこないというふうに思っております。自治会等の防災訓練や学校などで訓練しているのは承知しておりますけれども、自治会等に入っていない市民の方々についても訓練の機会がもっとあってもいいのかなというふうに思っております。市民に対する訓練事業の充実については検討されていないのでしょうか。お聞きします。

○総務部参事（東 栄一君） 救急業務につきましては、基本的には消防署の業務だというふうに認識してございます。今東京消防庁では各種の救命講習を実施しておりまして、そのうち北多摩西部消防署につきましては、講習会を実施する適当な場所はないということで、現在は10人前後の皆さんが場所を確保して依頼していただければ講習に出向くというふうにお話を伺ってございます。

それから、単独で受講するというような方がいる場合につきましては、今近くでは立川市にある立川防災館で定期的に講習会を実施してるということで、要望がある場合はそちらを御案内してるということでございました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

AEDの設置状況については、休日夜間についてはなかなか進まないのかなというふうにも思っておりますけど、ぜひとも進めていただけて、安心して努めていただければなというふうに思っております。

AEDを使う機会っていうのはほとんどの人がないかもしれませんが、しかし、AEDが必要っていうときは心臓がとまったときでありまして、本当に命にかかわるときでございます。そのようなときに使えるようにしていくのがAED設置の意味だと思いますので、設置方法を工夫していただけて、いざというときに使える環境にしていくっていうのは十分大事なことかなと思います。さらに、その設置場所を十分に市民に周知していくこと、また訓練もしていくこともさらに重要なことと考えます。

私の実体験から、AEDと心肺蘇生で本当に命が助かるんだなというふうに実感いたしました。助かる命は必ず助ける、そういうのに遭遇しましたら救命率100%で、東京一安心な地域づくりを目指して進めていただきたい、お願い申し上げます。

以上で1のAEDの設置については終わります。

続きまして、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画についてでございます。

お伺いいたします。

東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画は、平成29年の1月に東大和市生涯学習推進計画審議会から提出された東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画策定のための指針についての答申の趣旨を踏まえて、誰もが心身ともに健全で豊かな生活を営むことを願い策定されました。来年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、近年の健康への関心の高まりなどをきっかけに、この生涯スポーツ推進計画をまち

づくりに戦略的に生かしていくことが重要かと考えております。

そこでお伺いいたします。

①の生涯スポーツ推進計画の進行状況でございますけれども、生涯スポーツ推進計画について、毎年、事業主管課に対して進捗状況の確認を行っているとのことでしたが、具体的な進捗管理の確認方法についてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 生涯スポーツ推進計画の進捗管理についてであります。毎年4月、事業主管課に対しまして前年度に実施いたしました146全ての事業について調査を行い、社会教育課において取りまとめを行っております。

調査項目は、事業実施状況を初め、事業の達成度、見直しの必要性、今後の事業の方向性等となっております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 146と多くの事業を行って、それを社会教育課において取りまとめを行っているということですね。

平成29年に策定された生涯スポーツ推進計画を拝見させていただいたところ、各事業に対する1年ごとの到達目標がないようではありますが、どのように評価を行っているのかお聞きします。

○社会教育課長（高田匡章君） 到達目標がない中でどのように評価を行っているかということについてですが、生涯スポーツ推進計画においては、各事業における1年ごとの到達目標を具体的な数値という形では設定しておらず、事業の成果について達成度という形で評価を行っております。

その理由についてであります。事業主管課が行うおのおの事業は、生涯スポーツ推進計画の中間年に当たる令和3年度にスポーツ実施率50%以上を目指すための一つの手段であるというふうに考えております。

なお、事業主管課においては、毎年事業計画に沿って事業を着実に執行することはもちろんでございますが、達成状況によっては、計画の内容に修正を加えるなど柔軟に対応していくことも必要であると認識しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。着実に執行するために、できれば具体的な目標があるほうがよろしいのではないかなというふうに思っております。

続きまして、②の推進に当たる組織体制についてでございます。

計画の推進に当たる組織体制についてでありますけれども、行政や関係団体が横断的に連携して取り組まれているということですが、他市では、例えばスポーツ推進課などの専門部局をつかって、スポーツで戦略的にまちづくりをしているまちもございまして、現状の認識をお伺いいたします。

○社会教育課長（高田匡章君） 専門部局をつくるなどしてスポーツを戦略的にまちづくりに生かす取り組みについてであります。社会教育課は現在大きく分けて文化とスポーツ、この2つを所管しております。

議員の言われるとおり、社会教育課はスポーツに特化した専門部署ではありませんが、体育協会やスポーツ推進委員、既存のスポーツ団体、多くの市民の方々に御協力をいただき、年間を通してふれあい市民運動会やロードレース大会、駅伝大会など数多くの大会やスポーツイベントを実施しております。

また、多摩湖駅伝大会やロードレース大会を初めとするスポーツのイベントや大会は教育委員会が所管する行事ではありますが、市を上げての行事として多くの方々に認知され、親しまれてきたものであると認識して

いるところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 現在は計画推進に当たっては社会教育課が中心となって全市を上げて取り組んでるということで認識させていただきました。

それでは、次の質問ですけれども、スポーツ振興担当部門を市長部局に移管し、文化振興、産業振興に関する部門と同一部内に設置する例が近隣市でも見られますけれども、当市ではそのような検討は行っているのかお聞きしたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 組織の関係ということでお答えをさせていただきたいと思います。

現在も法律の規定によりまして、条例の定めるところによるという一定の手続きを踏みまして、スポーツ、文化に関する一般事務につきましては市長の所管とすることができるといふようになっておりまして、今御紹介がありましたように、他市でもそのようなことから、文化施策や産業振興の施策について同一部門でやられるというふうに認識をしているところでございます。

当市におきましても、地域振興の観点から検討した経緯がございます。その内容としまして、他市に問い合わせをしたりしてのんですけれども、他市に確認しますと、スポーツ振興、文化振興、産業振興等の各分野につきましては関連性が強く、これらに関する業務を同一部内で実施することで相互連携、そして強化されるなどのメリットが期待できるというふうに聞いております。

また、その一方で、これらの各分野の業務を一つの部にまとまる場合ですと、一つの新たな部が必要となる程度の大きな規模ということと考えておりまして、当市に導入する場合、組織規模としてはやはり大きな組織改正と業務としては1つ部をつくるぐらいの、そのぐらいの業務になるんじゃないかというふうに課題としてそのときには認識したところでございます。

このようなことから、現在では関係部が横断的に連携をとりまして円滑な対応を行っているということでありまして。今後につきましては、情報収集を図りながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ぜひとも研究していただきたいと思います。東大和のスポーツはまだまだ可能性があるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問ですけれども、社会教育課がスポーツを所管している部署だと知らない市民からは、運動やスポーツ始めてみたいというふうに思っても、どこの窓口で相談したらいいかというのがわからないといった声も聞きますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 運動やスポーツを始めてみたいと思う方に対する相談窓口についてであります。もちろん社会教育課のほうに御連絡、御相談をいただいても構いませんが、生涯スポーツ推進計画にもスポーツに関する相談体制の充実として、指定管理者のほうでもスポーツ相談事業という内容の記載がございます。

スポーツ相談事業の実施に当たりましては、窓口の名称やPRの方法等について改善の余地もあろうかと思っておりますので、他市の取り組み状況等を参考にしながら、指定管理者とも協議しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） そうですね、わざわざやりたいなというふうに思ったときに、そのきっかけがやりた

いときであると思いますので、そのきっかけを捉えるためにもそのような周知ができるような体制にしていたければというふうに思っております。

続きまして、次の質問でございます。

自治体によっては、スポーツ推進審議会といった合議制の機関を立ち上げて、地方スポーツ推進計画やスポーツの推進に関する重要事項を調査審議しているようであります。東大和市の対応はいかなるものなんでしょうか。お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○社会教育部長（小俣 学君） スポーツ推進審議会はスポーツ基本法に規定をされておりまして、市町村の条例で定めるところにより設置ができるという附属機関でございます。

当市におきましては、平成29年の3月に生涯スポーツ推進計画を包含する計画として東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定いたしました。スポーツ推進審議会のような合議制の附属機関は設置していないこともありまして、計画の策定に当たりましては東大和市生涯学習推進計画審議会において、生涯スポーツ部分もあわせて御審議をいただいたところでございます。

議員の言われますとおり、スポーツ推進審議会のような合議制の機関を常設で立ち上げ、スポーツの推進に関して審議を行っている自治体もございまして、今後情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） ぜひとも情報収集いただいて進めていただければというふうに思っております。

続きまして、具体的な到達目標についてでございます。先ほど生涯スポーツ推進計画においては、各事業における1年ごとの到達目標は設定していないという御回答をいただきました。令和3年度、スポーツ普及率の目標を50%以上とされておりますけれども、今後その把握はどのようにされるのか教えてください。よろしく申し上げます。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在の生涯スポーツ推進計画は、平成29年度を計画の初年度とする期間10年の計画でございます。この計画は、おおむね中間年の令和3年度を目途に見直しを行うこととしてございます。見直しの実施時期が近づいてまいりましたら、スポーツや運動を実施しております市民の方の状況を、計画を策定したときと同様に市民意識調査等を通じて把握してまいりたいと考えております。

そして、把握した結果につきまして、見直し後の計画の目標値、また設定や施策内容に反映をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） やはり各事業の到達目標があることで現在の位置を知ることができると思いますので、見直しの際には計画の目標値を設定することを望みます。

続きまして、4番目、総合型地域スポーツクラブについてでございます。

アといたしまして、はびねすまいる東大和の位置づけについてお聞きします。

総合型地域スポーツクラブ「はびねすまいる東大和」についてであります。世代間交流や地域コミュニティの構築を図るなど公益性のあるクラブである旨御答弁いただきました。

地域におけるスポーツを振興させるためには、今後総合型地域スポーツクラブの存在がより重要になると考えますが、地域スポーツクラブに対する現状の認識と今後の市の取り組みについてお聞かせください。よろしく申し上げます。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民の方々が生涯にわたりスポーツに興味や関心を示し、身近なものとしてス

スポーツを楽しむためには、多様なスポーツの機会の確保が重要となります。

総合型地域スポーツクラブは、地域住民により主体的・自主的に運営されるクラブであります。はびねすまいる東大和は市内で唯一のクラブでありますので、私ども担当といたしましては、クラブに対し必要に応じて助言を行い、相談に応じるなど必要な支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私も少しかかわらせていただきましたが、非常に可能性の高いスポーツクラブというふうに感じておりますけれども、国の政策の一つでありますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

はびねすまいる東大和の現在の会員数、種目、活動状況についてお聞きします。

はびねすまいる東大和の活動についてもう少し伺えますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） はびねすまいる東大和の活動についてであります。平成30年度に行われた事業について申し上げます。

活動内容の詳細につきましてクラブにお伺いしましたところ、平成30年度に実施した6事業のうち、ノルディックウォーキングにつきましては年4回、多摩地区近郊の名所等を半日かけて歩いて回るなどの活動を行ったということであります。また、ポッチャ教室、バドミントン教室、ヨガフィット教室にあつては、毎月第2・第4火曜日に市民体育館を中心に活動を行ったということであります。その他として、クリスマスリース教室や体育施設の指定管理者のお祭りに参加するなど文化活動も行ったということあります。

なお、これらの活動は、会員だけでなく非会員であっても参加できることから、ふだんスポーツをしていない市民の方をスポーツに取り込むきっかけとしても効果があったというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 総合型地域スポーツクラブっていうのは、ふだんスポーツをしてない市民の方をスポーツに取り込むきっかけとして非常にいいクラブだなというふうに思っておりますので、ぜひとも支援いただければというふうに思っております。

続きまして、⑤市民のスポーツ実施率を上げるための取り組みについてでございます。

スポーツの実施率を上げ、まちづくりを支援するためにチャレンジデーという取り組みがあるようではありますが、内容を御存じでしたらお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） チャレンジデーについてであります。日常的なスポーツの習慣や住民の健康増進、地域の活性化に向けたきっかけづくりを目的として、毎年5月、人口規模がほぼ同じ自治体間で一定の時間内に継続して運動やスポーツを行った住民の数を競う住民参加型のスポーツイベントであります。

平成30年度は、全国から121の希望する自治体が参加をし、近隣の昭島市におかれましては、平成24年度から29年度までの6年間、参加していたことを把握しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

そのようなイベント等も活用していかれたらスポーツ実施率も上がってくるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど教育長のほうからも、スポーツ実施率を上げるためにふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を広く取り込む必要がある旨の御答弁をいただきました。私もそのとおりで思っております。

では、ふだん運動やスポーツを行っていない市民の方に運動やスポーツを始めていただくための取り組みとして何かお考えがあればお聞かせください。よろしく申し上げます。

○社会教育部長（小俣 学君） スポーツ実施率を上げるための具体的な取り組みについてでありますけども、運動やスポーツへの取り組み方は一人一人異なることから、幅広く市民の皆さんに対してさまざまなレベルのメニューを数多く用意して、自分に合ったものを選択していただけるような環境をつくっていく必要があると考えております。

現在は運動やスポーツを行っていない市民に対する取り組みについて具体的な検討をしているわけではございませんけども、今後も情報収集に努めまして、当市のスポーツ実施率を向上させてまいりたいと思っております。

今後も体育協会や指定管理者、地域スポーツクラブ等と連携してスポーツ実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。市民のスポーツ実施率を上げるための取り組みとしていろいろ考えているっていうことはわかりました。

スポーツは、健康増進、介護予防や健康寿命の延伸、それに伴う医療費の抑制もあるかと思えます。青少年健全育成や子供たちの放課後の居場所づくりになったりとか、また運動が学力向上にもつながるとい研究結果も聞いたことがございます。さらには、社会とのつながりや地域振興、平和への貢献など多くの地域課題の解決につながり、またその相乗効果も期待されると考えております。

今回はスポーツ実施率という健康増進的観点の強い一般質問とさせていただきましたけれども、東大和市は自然豊かな多摩湖、狭山丘陵を初め、日本でも珍しいアイススケート場があったり、日本女子フルマラソンの大会発祥の地であったり、平和の象徴でもあります戦災建造物があったりと、まだまだスポーツと掛け算で活用していける有形無形の資源があると考えております。

東大和市におけるスポーツの役割は今後ますます重要になってくると考えます。このためにも、総合型地域スポーツクラブの育成も含め、スポーツの力をまちづくりに生かす体制を強力に推し進めていただきまして、魅力ある東大和の一助にさせていただきたく思います。

先日、東大和市は、健康寿命の延伸を初め地域の課題解決を目的として、東京大学未来ビジョン研究センターとの連携に関する協定を締結されました。その協定内容の一つに文化スポーツ振興に関する事項とありました。このような機会をぜひとも有効に活用していただくことを御期待申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中間建二君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時43分 延会